

鳥海山の噴火活動が 活発化した場合の避難計画 (居住地域)



平成30年10月

鳥海山火山防災協議会

目 次

1 総則

(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置付け	1

2 対象火山の概要

(1) 鳥海山の概要	2
(2) 鳥海山の噴火活動史	2
(3) 計画の対象となる火山現象	3
(4) 鳥海山の噴火シナリオ	3
(5) 計画の対象となる火山現象の影響範囲	5
ア 【想定火口：全域】被害想定図（ハザードマップ）	6
イ 【想定火口：新山周辺】被害想定図（ハザードマップ）	7
(6) 鳥海山の噴火警戒レベル	8

3 避難対象地域

(1) 通常期（火口周辺に積雪がない時期）の影響範囲と避難単位	10
(2) 積雪期（火口周辺に積雪がある時期）の影響範囲と避難単位	11

4 住民避難を想定した準備

(1) 避難情報の発令基準	16
ア 避難準備・高齢者等避難開始	16
イ 避難勧告又は避難指示（緊急）	16
ウ 白雪川沿いの地区に係る特例	16
(2) 避難に関する情報の伝達	16
ア 伝達方法	16
イ 避難情報の伝達内容	17
ウ 避難情報の伝達例文	17
エ 避難情報の伝達体制	17
(3) 避難所	20
ア 通常期（火口周辺に積雪がない時期）	20
イ 積雪期（火口周辺に積雪がある時期）	25
(4) 避難手段と避難所の開設	35
ア 避難手段	35
イ 避難所の開設	35
ウ 福祉避難所の開設	40
エ 輸送力の確保	44
(5) 谷沿い地区における2段階避難の設定	46
ア 対象地区	46
イ 避難方法（2段階避難）	46
ウ 一時避難場所	46

(6) 避難経路の設定	47
ア 由利本荘市における避難経路図（積雪期のみ）	48
イ にかほ市における避難経路図（元滝川流域及び奈曾川流域は積雪期のみ）	49
ウ 酒田市における避難経路図（積雪期のみ）	50
エ 遊佐町における避難経路図（非積雪期）	51
オ 遊佐町における避難経路図（積雪期）	52

5 住民避難時の対応

(1) 事前避難	53
ア 避難誘導	53
イ 避難所開設	53
ウ 避難所における救助措置	53
エ 携行品の制限	53
(2) 避難勧告等による避難	53
ア 避難誘導	53
イ 避難所開設	53
ウ 避難所における救助措置	53
エ 携行品の制限	53
(3) 突発的な噴火への対応	54
(4) 避難できなくなった人たちの安全対策	54
ア 住民等の避難	54
イ 自衛隊災害派遣要請による避難	54
(5) 避難に際し住民がとるべき行動	58
(6) 学校等の避難対策	58
ア 避難準備・高齢者避難開始が発令された場合	58
イ 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合	58
(7) 観光客の避難対策	61
ア 避難に関する情報の伝達	61
イ 避難所	62

6 広域避難

(1) 広域避難実施の判断	63
(2) 避難手段の確保	63
(3) 避難先の受入れ準備	63

7 要支援者への支援体制の構築

63

8 避難計画の実効性を確保するための措置

(1) 避難訓練の実施	63
(2) 説明会、研修会等の開催	63

1 総則

(1) 計画の目的

噴火に伴う火山現象は多様であるが、鳥海山が噴火した場合、居住地域に影響が及ぶ火山現象は特に、火碎流・火碎サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流及び大きな噴石である。これらの火山現象については、現象が生じてから短時間で居住地域に影響が及び、生命に対する危険性が高い。従って、現象が発生する前からの各種規制、及び避難準備・避難等が極めて重要である。

また、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでの時間を見積ることは難しい。このため、混乱なく迅速な避難を実施するためには、噴火警戒レベル毎の対応や、突発的な噴火に備えた居住地域の避難計画をあらかじめ具体的に定めておくことが重要である。

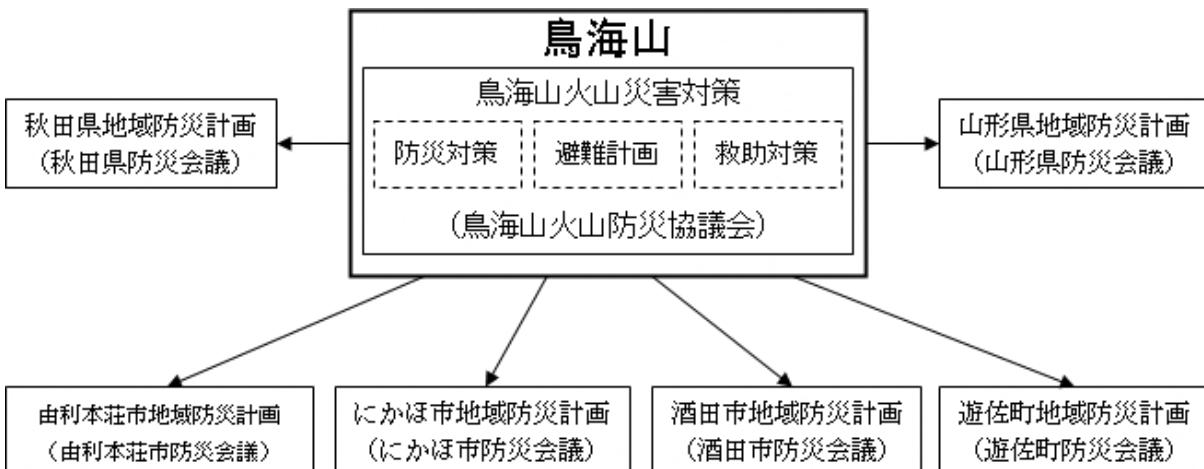
なお、突発的な噴火の際は、避難準備・高齢者等避難開始から避難指示（緊急）などの段階的な避難情報を発令することができず、また発令後の十分な避難時間を確保できない可能性が高い。このような場合、住民等は、直ちに地区内の河川沿いや渓流等から離れた場所、あるいは近隣の高層かつ堅牢な建物等に緊急退避し、自らの安全を第一に確保することが必要である。

本計画は、鳥海山において火碎流・火碎サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流及び大きな噴石が発生し、又は発生が想定される状況が噴火警戒レベルに応じて高まった場合の、居住地域における住民等の避難計画として整理したものである。

(2) 計画の位置付け

当該避難計画以外の防災対策については、鳥海山火山防災協議会「鳥海山火山防災対策」及び「鳥海山火山救助対策」で定める対応を行う。

本計画は、「噴火警報（居住地域）」（噴火警戒レベル4又は5）が発表された場合を対象とする。ただし、特定地域における避難については、「噴火警報（火口周辺）」（噴火警戒レベル2又は3）が発表された場合も対象とする。



2 対象火山の概要

(1) 鳥海山の概要

鳥海山は、秋田・山形県境に位置する東西約25km、南北約15km、最高標高2,236mの活火山であり、東北地方では福島県の燧ヶ岳に続く第2の高峰である。円錐形の山容から出羽富士とも呼ばれている。地形的には、出羽山地西方を占め、日本海まで張り出す形で庄内平野の北端に位置している。

複合火山である鳥海山は、地形的に大きく西部（西鳥海）と東部（東鳥海）に分けられる。「東鳥海」は秋田県側に開いた東鳥海馬蹄形カルデラから東方の火山群であり、最高峰の新山（標高2,236m）、荒神ヶ岳等の中央火口丘と七高山、行者岳、伏拝岳、文殊岳等の外輪山より成る。「西鳥海」は山形県側に開いた西鳥海馬蹄形カルデラから西方を指し、扇子森、鍋森等の中央火口丘と月山森、笙ガ岳等の外輪山を有する。

これらは、火山の形成史を反映したもので、西鳥海を作った火山活動の後に東鳥海を作った火山活動が起こったためと考えられている。大規模な被害をもたらした西暦871年（貞觀13年）の噴火をはじめ、鳥海山には数多くの噴火記録が残されている。

(2) 鳥海山の噴火活動史

噴火期間	略称	噴火活動の概略	原 資 料
810～823年	弘仁噴火	噴火	日本三代実録
871年	貞觀噴火	噴火（新山付近）・溶岩流・火山泥流？	日本三代実録
939年	天慶噴火	噴火	本朝世紀
1659～1663年？	万治噴火	噴火	仁賀保旧記など
1740～1747年？	元文噴火	噴火（新山付近）	出羽風土略記など
1800～1804年	享和噴火	噴火（新山付近）・新山の形成・火山弾（死者8名）・火山泥流発生（白雪川流域）	鳥海山炎灯など
1821年	文政噴火	噴火（新山付近）	滝沢八郎兵衛日記、小滝旧記など
1974年	昭和噴火	水蒸気爆発（新山付近）・噴石・小規模泥流	

※様々な古記録に記されている鳥海山の火山活動記録のうち信憑性の高いものを表に示したもの。

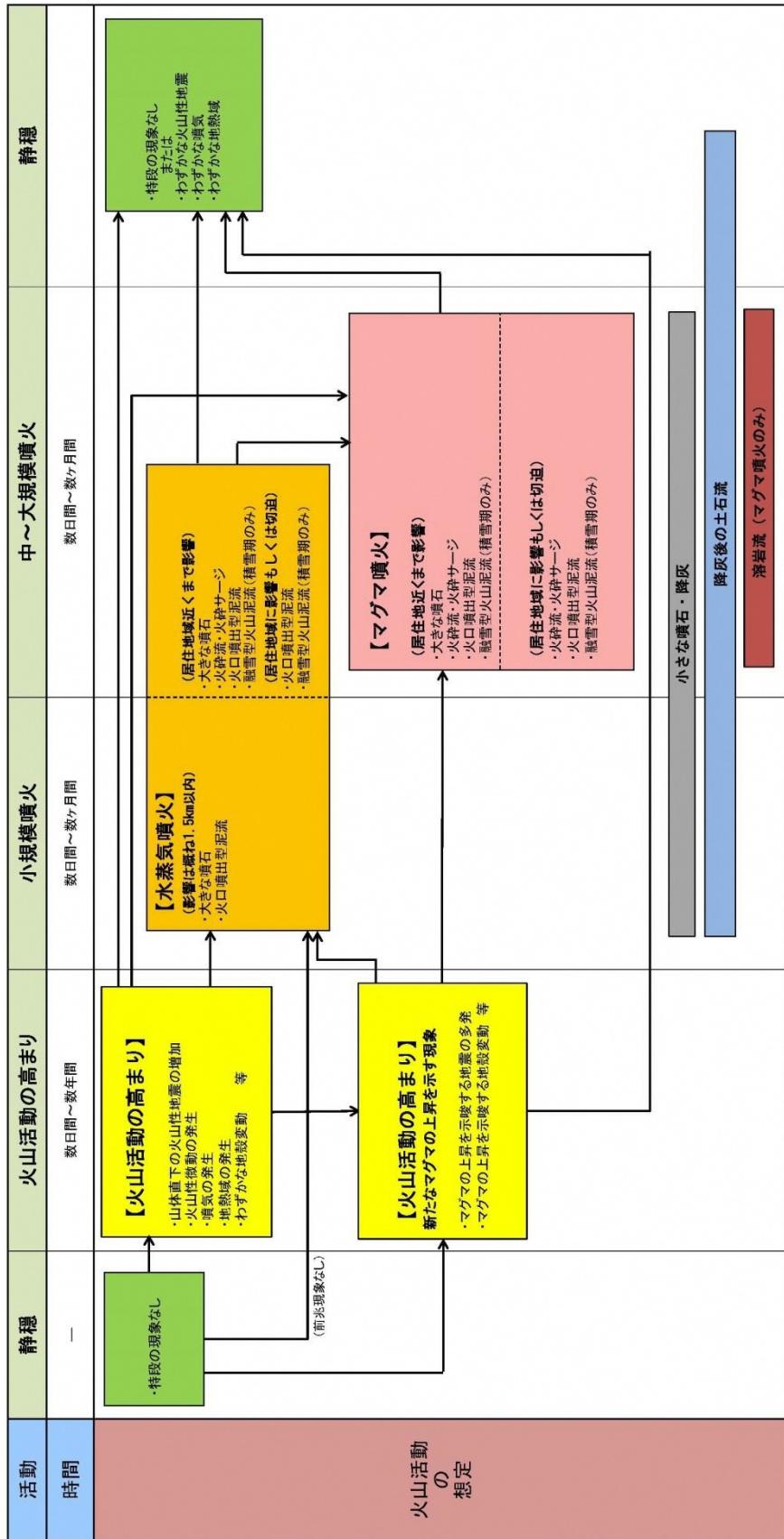
(3) 計画の対象となる火山現象

対象となる火山現象	火山現象の特徴
噴石（大きな噴石）	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて高速で飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、火口近くは特に危険であり、過去、噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。火山弾とよばれる高温のものもある。
火碎流・火碎サージ	高温の火山灰や岩塊、火山ガスや巻き込まれた空気が一体となって高速で山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十kmから百数十km、温度は数百°Cにも達する。 火碎流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火碎サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火碎流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火碎流本体よりも広範囲に襲来する。（避難を検討する上では火碎サージを火碎流と区別する必要性は低く、火碎流に含める。）
融雪型火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火碎流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。
火口噴出型泥流	火口から直接熱水等が噴き出し、火山泥流となって谷を流れ下る現象。融雪型火山泥流と同様に、高速で破壊力が大きく、大規模な災害を起こす可能性がある。積雪の有無とは関係なく発生する。

(4) 鳥海山の噴火シナリオ

鳥海山の噴火シナリオは「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」での検討結果を踏まえて策定された「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成27年3月）の噴火シナリオを採用しており、火山防災協議会において一部（レイアウト及び表現）を修正したもので、以下のとおりである。

鳥海山噴火シナリオ



注1 この噴火シナリオは、鳥海山以北に噴火緊急対策行動計画においてある噴火シナリオを基に作成したものです。

注2 火山活動が低下しても再活発化する場合があるので、このシナリオどおりに進移するとは限らない。

注3 噴火の発生から短時間で生命に危険を及ぼす現象(大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流)について、防災対応をあらかじめ検討するため、火山活動の推移と影響範囲を明示した。

※噴火シナリオ

噴火に伴う現象（主に噴石、火碎流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定（地域による火山ガスや降灰後の土石流なども含む））と及ぼす影響の推移を時系列で示したもの。

(5) 計画の対象となる火山現象の影響範囲

避難計画で想定する火山現象に係る被害想定図（ハザードマップ）は以下のとおりである。

なお、被害想定図（ハザードマップ）に記載されている泥流（融雪型火山泥流）は積雪期のみ発生するものである。ただし、白雪川（にかほ市）では泥流（融雪型火山泥流）及び通年発生する泥流（火口噴出型泥流）も想定されている。

ア 【想定火口：全域】被害想定図（ハザードマップ）

鳥海山の想定火口域全域を対象とした被害想定図（ハザードマップ）である。

鳥海山の想定火口域は、猿穴火口から東鳥海馬蹄形カルデラを包括するエリアで、鳥海山の稜線に沿って東西に約10kmと広範囲となっている。

避難計画（居住地域）で想定する火山現象は、鳥海山噴火警戒レベルに合わせ、大きな噴石、火碎流・火碎サージ（大規模・中規模）、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流である。

イ 【想定火口：新山周辺】被害想定図（ハザードマップ）

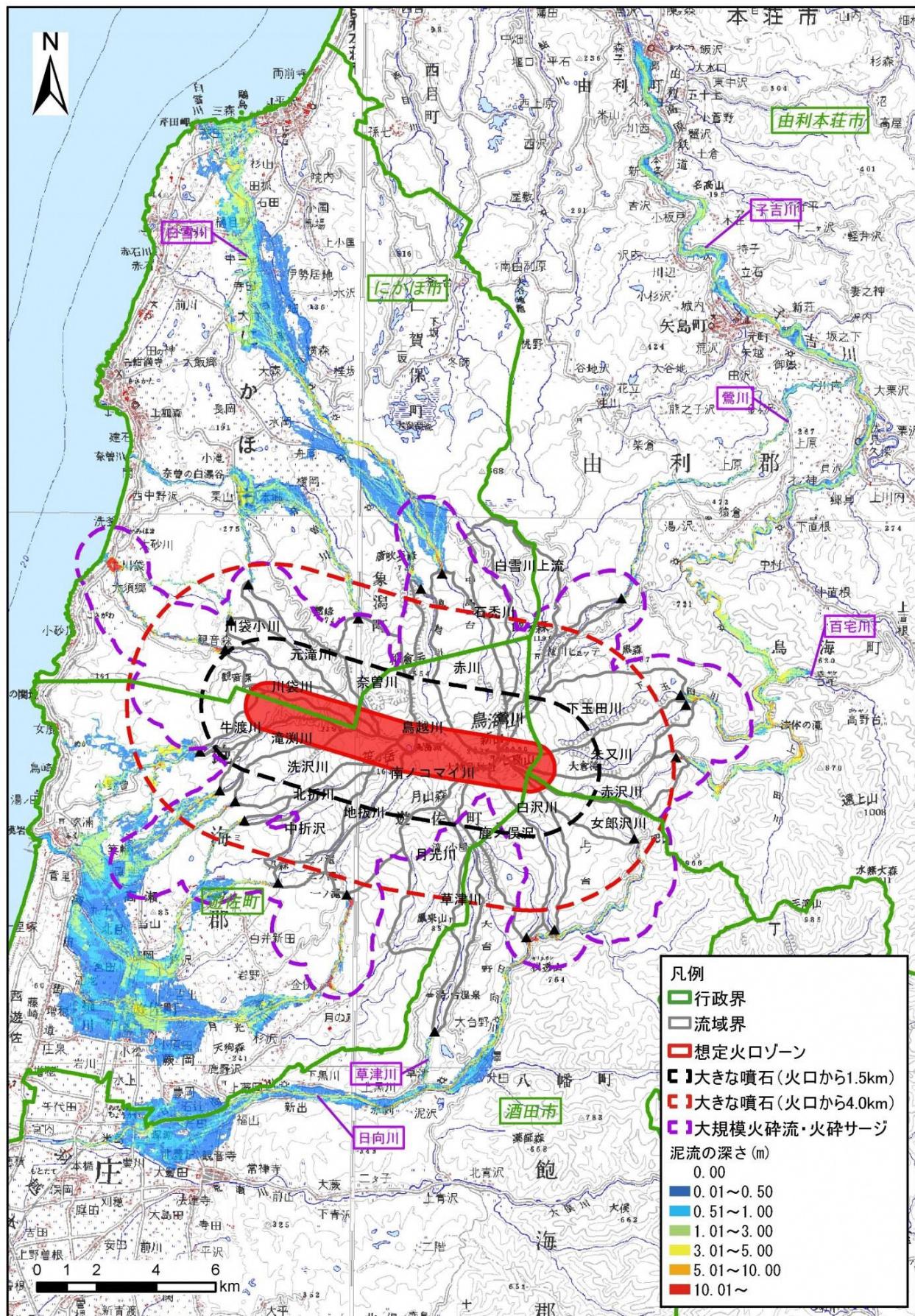
鳥海山の東部に位置する東鳥海馬蹄形カルデラ上部を中心とした想定火口（新山周辺）を対象とした被害想定図（ハザードマップ）である。

当該想定火口（新山周辺）は、鳥海山の過去の噴火記録等の研究などから、今後の噴火の発生地点（火口）となる可能性が高いと考えられている。

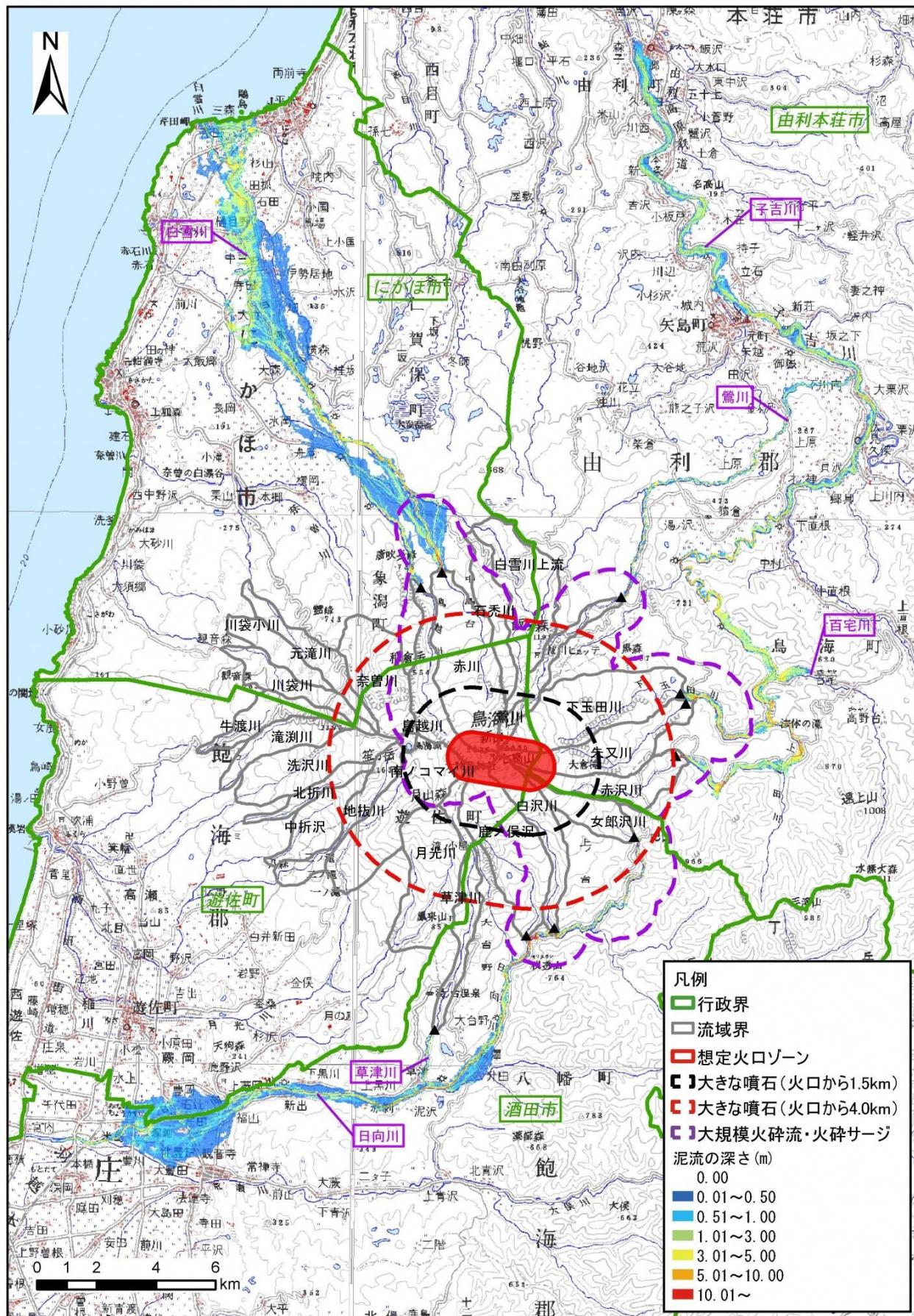
避難計画（居住地域）で想定する火山現象は、鳥海山噴火警戒レベルに合わせ、大きな噴石、火碎流・火碎サージ（大規模）、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流である。

なお、当該「想定火口：新山周辺」の被害想定範囲は、「想定火口：全域」の一部分に限定した範囲となっており、状況に応じて新山周辺に火山活動が限定できる場合にのみ設定される。

ア 【想定火口：全域】被害想定図（ハザードマップ）



イ 【想定火口：新山周辺】被害想定図（ハザードマップ）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同流免行の数値地図200000（地図画像）を複製したものである。
(承認番号 平29情権第773号)

(6) 鳥海山の噴火警戒レベル

鳥海山の噴火警戒レベル

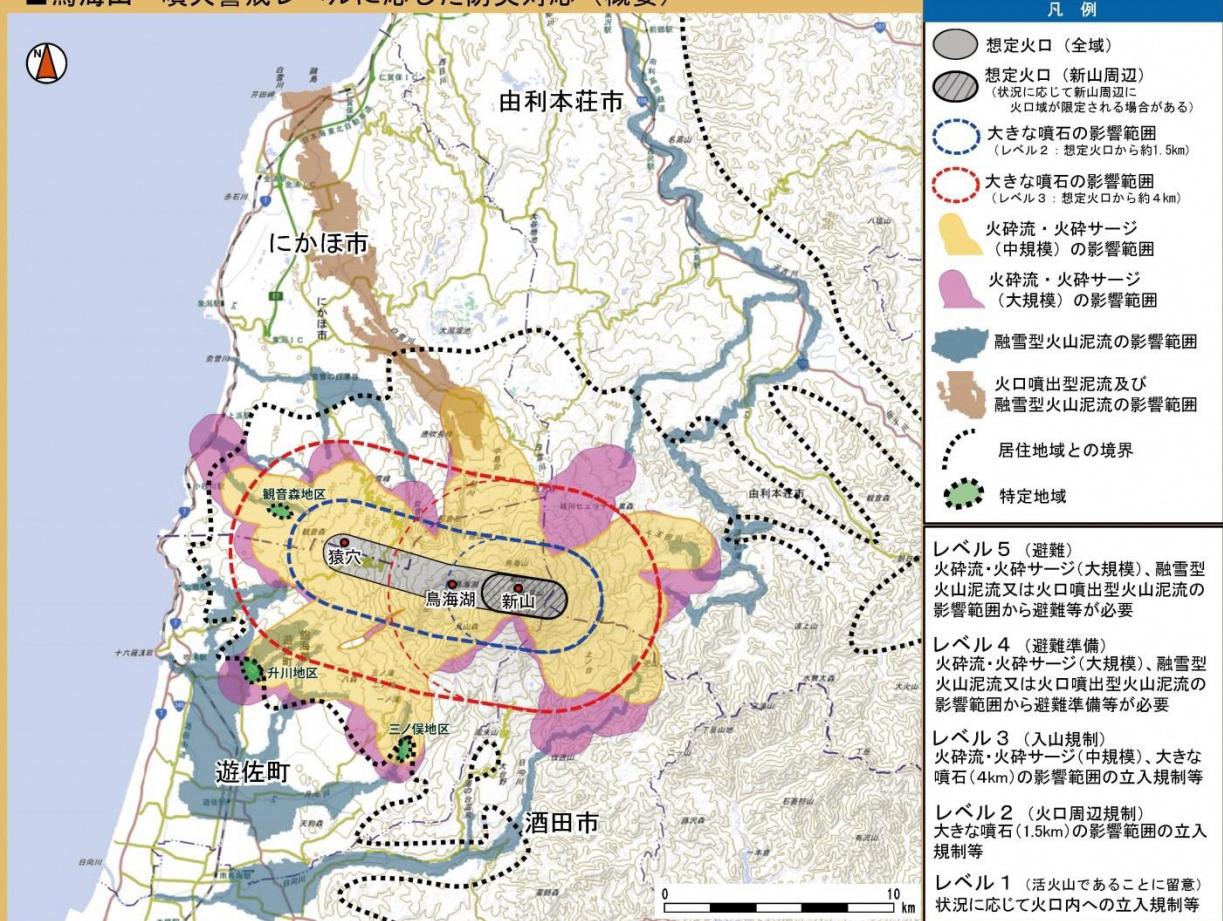
—火山災害から身を守るために—

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 鳥海山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



にかほ市から撮影

■鳥海山 噴火警戒レベルに応じた防災対応（概要）



凡 例
想定火口（全域）
想定火口（新山周辺） (状況に応じて新山周辺に 火口域が限定される場合がある)
大きな噴石の影響範囲 (レベル2：想定火口から約1.5km)
大きな噴石の影響範囲 (レベル3：想定火口から約4km)
火碎流・火碎サージ (中規模) の影響範囲
火碎流・火碎サージ (大規模) の影響範囲
融雪型火山泥流の影響範囲
火口噴出型泥流及び 融雪型火山泥流の影響範囲
居住地域との境界
特定地域

レベル5（避難）
火碎流・火碎サージ（大規模）、融雪型
火山泥流又は火口噴出型火山泥流の
影響範囲から避難等が必要

レベル4（避難準備）
火碎流・火碎サージ（大規模）、融雪型
火山泥流又は火口噴出型火山泥流の
影響範囲から避難準備等が必要

レベル3（入山規制）
火碎流・火碎サージ（中規模）、大きな
噴石（4km）の影響範囲の立入規制等

レベル2（火口周辺規制）
大きな噴石（1.5km）の影響範囲の立入
規制等

レベル1（活火山であることに留意）
状況に応じて火口内への立入規制等

この地図は、国土地理院の『地理院地図』を使用して作成しています

※図中の特定地域とは、他の地域より早い防災対応をとる必要がある地域で、にかほ市観音森地区、遊佐町升川地区及び三ノ俣地区を指します。

■この図は「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成27年3月 鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会）に基づき作成しています。

■鳥海山の噴火警戒レベルは、地元市町等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細は地元市町にお問合せください。

本冊子は、植物油インクを使用しています。

仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL:022-297-8164 <https://www.jma.go.jp/sendai/>
 ■山形地方気象台
TEL:023-622-2262 <https://www.jma.go.jp/yamagata/>
 ■秋田地方気象台
TEL:018-864-3955 <https://www.jma.go.jp/akita/>

- 8 -



鳥海山の噴火警戒レベル

予報警報	名称	対象範囲	レベル(キー-4)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	<ul style="list-style-type: none"> ● 噴火により火碎流・火碎サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。 <p>過去事例 1800~04年の噴火： 新山形成、火碎物降下、噴石、泥流、死者 8名</p>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	<p>警戒が必要な居住地域で避難準備等が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 噴火により火碎流・火碎サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。 <p>過去事例 該当事例なし。</p>
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<p>火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者の避難準備等、特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 噴火により大きな噴石が火口から概ね4kmの範囲内、火碎流・火碎サージが居住地域の近くまで影響を及ぼす、または予想される。 <p>過去事例 1740~47年の噴火：噴煙多量、硫黄化合物が川に流入し、水田・川魚に被害 1974年の噴火：火碎物降下、泥流</p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	<p>火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 噴火により大きな噴石が火口から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、または予想される。 <p>過去事例 該当事例なし。</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ● 火口内で噴気や火山ガス等が発生。

※火口とは、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画の想定火口域をいう
状況に応じて新山周辺に火口域が限定される場合がある

※火口噴出型泥流とは、噴火に伴い火山内部の熱水が噴出し、泥流となって流れ下る現象をさす

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される

※特定地域とは、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要な地域をさす

※各レベルの警戒が必要な範囲内で上位レベルに記述されている火山現象が発生する場合がある

- 各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町の地域防災計画等で定められています。
- 最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

3 避難対象地域

(1) 通常期（火口周辺に積雪がない時期）の影響範囲と避難単位

噴火警報・予報	レベル(キ-ワード)	火山現象	市町	影響範囲	居住地域の避難単位	想定火口別避難対象地区	
						全域	新山周辺
噴火警報(火口周辺)	噴火警戒レベル3 (入山規制)	大きな噴石	にかほ市	想定火口域から概ね4km以内	観音森地区 (特定地域)	○	-
		火碎流・火碎サージ(中規模)	にかほ市	川袋川流域	観音森地区 (特定地域)	○	-
		遊佐町	洗沢川流域	升川地区 (特定地域)	○	-	
				南ノコマイ川流域	三ノ俣地区 (特定地域)	○	-
噴火警報(居住地域)	噴火警戒レベル4 (避難準備) 又は レベル5 (避難)	火碎流・火碎サージ(大規模)	にかほ市	川袋川流域	観音森地区 (特定地域)	○	-
			遊佐町	中折川流域	大砂川地区	○	-
					川袋地区	○	-
					大須郷地区	○	-
		洗沢川流域	遊佐町	三ノ俣地区 (特定地域)	○	-	
				広野地区	○	-	
				升川地区 (特定地域)	○	-	
				落伏地区	○	-	
				中山地区	○	-	
				樽川地区	○	-	
		火口噴出型泥流	にかほ市	白雪川流域	大竹地区	○	○
					芹田地区	○	○
					三森地区	○	○
					鈴地区	○	○
					田抓地区	○	○
					伊勢居地地区	○	○
					中野地区	○	○
					三日市地区	○	○
					立居地地区	○	○
					百目木地区	○	○
					堺地区	○	○
					樋ノ口地区	○	○
					寺田地区	○	○
					畠地区	○	○
					桂坂(横森)地区	○	○
					東畠地区	○	○

※想定火口別避難対象地区的「新山周辺の欄に○」が記載された地区は、新山周辺に火口域が限定されて噴火警戒レベルが発表された場合も避難対象となる。

(2) 積雪期（火口周辺に積雪がある時期）の影響範囲と避難単位

噴火警報・予報	レベル (キーワード)	火山現象	市町	影響範囲	居住地域の 避難単位	想定火口別 避難対象地区	
						全域	新山 周辺
噴火警報 (火口周辺)	噴火警戒 レベル3 (入山規制)	大きな噴石	にかほ市	想定火口域から 概ね4km以内	観音森地区 (特定地域)	○	-
		火碎流・火碎 サージ(中規模)	にかほ市	川袋川流域	観音森地区 (特定地域)	○	-
		遊佐町	洗沢川流域	升川地区 (特定地域)	○	-	
				南ノコマイ川 流域	三ノ俣地区 (特定地域)	○	-
噴火警報 (居住地域)	噴火警戒 レベル4 (避難準備) 又は レベル5 (避難)	火碎流・火碎 サージ(大規模)	にかほ市	川袋川流域	観音森地区 (特定地域)	○	-
				大砂川地区	○	-	
				川袋地区	○	-	
				大須郷地区	○	-	
			遊佐町	中折川流域	三ノ俣地区 (特定地域)	○	-
					広野地区	○	-
				洗沢川流域	升川地区 (特定地域)	○	-
					落伏地区	○	-
					中山地区	○	-
		火口噴出型泥流	にかほ市	白雪川流域	樽川地区	○	-
					大竹地区	○	○
					芹田地区	○	○
					三森地区	○	○
					鈴地区	○	○
					田抓地区	○	○
					伊勢居地地区	○	○
					中野地区	○	○
					三日市地区	○	○
					立居地地区	○	○
					百目木地区	○	○
					堺地区	○	○
					樋ノ口地区	○	○
					寺田地区	○	○
					畠地区	○	○
					桂坂(横森)地区	○	○
					東畠地区	○	○

				樋ノ口地区	○	○
				寺田地区	○	○
				畠地区	○	○
				桂坂（横森）地区	○	○
				東畠地区	○	○
酒田市	日向川流域			湯ノ台地区	○	○
				大台野地区	○	○
				升田地区	○	○
				上草津地区	○	○
				下草津地区	○	○
				泥沢地区	○	○
				赤剥地区	○	○
				上黒川地区	○	○
				下黒川地区	○	○
				新出地区	○	○
				福山地区	○	○
				山根地区	○	○
				橋本地区	○	○
				芹田地区	○	○
				北仁田地区	○	○
				塚渕地区	○	○
				大久保地区	○	○
遊佐町	草津川流域			小泉北豊田地区	○	○
				米島前門地区	○	○
遊佐町	日向川流域			上草津地区	○	○
				石辻地区	○	○
				三川地区	○	○
	月光川流域			下大内地区	○	○
				蚕桑地区	○	-
				袋地地区	○	-
				平津地区	○	-
				上長橋地区	○	-
				平津新田地区	○	-
				大楯地区	○	-
				旭ヶ丘地区	○	-
				上吉出地区	○	-
				中吉出地区	○	-
				下吉出地区	○	-
				和田地区	○	-
				漆曾根地区	○	-
				尻引岡田地区	○	-
				七日町地区	○	-

				六日町地区	○	-
				五日町地区	○	-
				駅前一区地区	○	-
				駅前二区地区	○	-
				十日町地区	○	-
				八日町地区	○	-
				境田地区	○	-
				増穂地区	○	-
				江地地区	○	-
				樋島地区	○	-
				下野沢地区	○	-
				京田地区	○	-
				京田新田地区	○	-
				東宮田地区	○	-
				西宮田地区	○	-
				北宮田地区	○	-
				富岡地区	○	-
				北目地区	○	-
	南ノコマイ川 流域			三ノ俣地区 (特定地域)	○	-
	南折川流域			広野地区	○	-
	高瀬川流域			下野沢地区	○	-
				京田地区	○	-
				京田新田地区	○	-
				東宮田地区	○	-
				西宮田地区	○	-
				北宮田地区	○	-
				富岡地区	○	-
				北目地区	○	-
				野沢上地区	○	-
				野沢中地区	○	-
				野沢下地区	○	-
				山崎地区	○	-
				丸子地区	○	-
	洗沢川流域			升川地区 (特定地域)	○	-
				中山地区	○	-
				落伏地区	○	-
				箕輪地区	○	-
				樽川地区	○	-
				山崎地区	○	-
				丸子地区	○	-
				宿町五地区	○	-

			滝渕川流域	升川地区 (特定地域) 落伏地区 箕輪地区 樽川地区 山崎地区 丸子地区	<input type="circle"/> - <input type="circle"/> - <input type="circle"/> - <input type="circle"/> - <input type="circle"/> - <input type="circle"/> -
			牛渡川流域	小野曾地区 落伏地区 箕輪地区 宿町五地区	<input type="circle"/> - <input type="circle"/> - <input type="circle"/> - <input type="circle"/> -

※想定火口別避難対象地区の「新山周辺の欄に○」が記載された地区は、新山周辺に火口域が限定されて噴火警戒レベルが発表された場合も避難対象となる。

4 住民避難を想定した準備

(1) 避難情報の発令基準

市町長が発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準は下記のとおりとする。

ア 避難準備・高齢者等避難開始

- ・噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表された場合に、警戒範囲内の特定地域（観音森地区、升川地区、三ノ俣地区）の住民等を対象に発令する。
- ・噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）が発表された場合に、影響を受けると予想される居住地域の住民等を対象に発令する。

イ 避難勧告又は避難指示（緊急）

- ・噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合に、警戒範囲内の特定地域（観音森地区、升川地区、三ノ俣地区）の住民等を対象に発令する。
- ・噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル5（避難）が発表された場合に、影響を受けると予想される居住地域の住民等を対象に発令する。
- ・噴火による融雪型火山泥流、火口噴出型泥流が発生した直後は、緊急に避難することを基本とし、避難所への避難（水平避難）が間に合わないなどの場合には、命を守る最低限の緊急行動として垂直避難も有効であることを注意喚起する。

（垂直避難の具体例：①谷沿いは高台への避難、②平地は建物の2階以上への避難）

ウ 白雪川流域の地区に係る特例

- ・白雪川流域の避難対象地区の全地区又は一部の地区については、噴火に伴う泥流発生の危険性が高いため、上記の発令基準のほか、火山防災協議会における火山専門家等の火山活動の状況等に関する意見に基づき、早期に避難情報を発令する場合がある。

（白雪川の特徴）

- ・鳥海山の過去の噴火記録等の研究などから、白雪川には噴火による泥流が発生し、海岸まで達するとともに、大きな被害があったことが確認されている。
- ・白雪川上流の赤川、鳥越川は新山周辺を火口とする噴火による泥流の発生が想定される。
- ・白雪川では、融雪型火山泥流のみならず、通年発生する火口噴出型泥流も想定される。

(2) 避難に関する情報の伝達

ア 伝達方法

以下のあらゆる手段を用いて伝達する。

- ・防災行政無線による伝達
- ・緊急速報メール（エリアメール）による伝達
- ・広報車による伝達
- ・あらかじめ定めた伝達先への電話、又はメールによる伝達
- ・ホームページによる伝達

イ 避難情報の伝達内容

伝達する避難情報の内容は、次に示す項目について地域特性や住民等が短時間に認識できる情報量を考慮して定める。

- ・避難の理由、可能性のある現象
- ・避難が必要な区域
- ・避難の切迫性
- ・避難先
- ・避難方法、避難手段（避難行動要支援者の支援に関する事項、避難経路等も含む）
- ・携行品、服装の留意点

ウ 避難情報の伝達例文

（避難準備・高齢者等避難開始）

こちらは〇〇〇（市町名）です。

〇月〇日〇時〇〇分に鳥海山において「噴火警報 レベル4（避難準備）」が発表されました。居住地域に危険が予想されるため、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。避難に時間要する人とその支援者は、避難を開始してください。避難場所は【〇〇〇〇】です。

（避難勧告）

こちらは〇〇〇（市町名）です。

鳥海山の噴火により、居住地域に重大な危険を及ぼす可能性が高まったため、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〇〇地区に避難勧告を発令しました。避難を開始してください。避難場所は【〇〇〇〇】です。

（避難指示（緊急））

こちらは〇〇〇（市町名）です。

鳥海山の噴火により、融雪型火山泥流が発生しています。居住地域に死傷者が出る可能性のある重大な危険が切迫していますので、本日〇月〇日午前（後）〇時に、〇〇地区に避難指示（緊急）を発令しました。急いで避難を開始してください。避難場所は【〇〇〇〇】です。

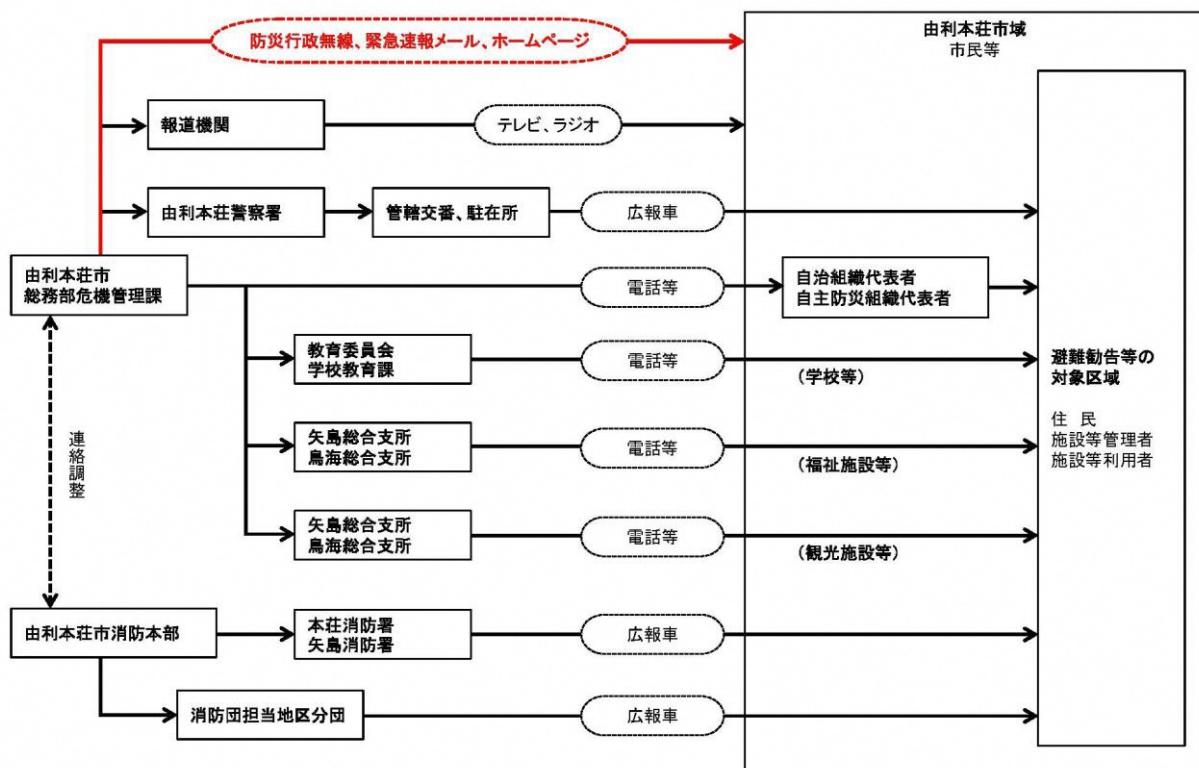
エ 避難情報の伝達体制

県及び市町は、避難対象地域の住民等に対して、避難に関する情報を、迅速かつ確実に周知できるように、情報伝達体制を構築する。

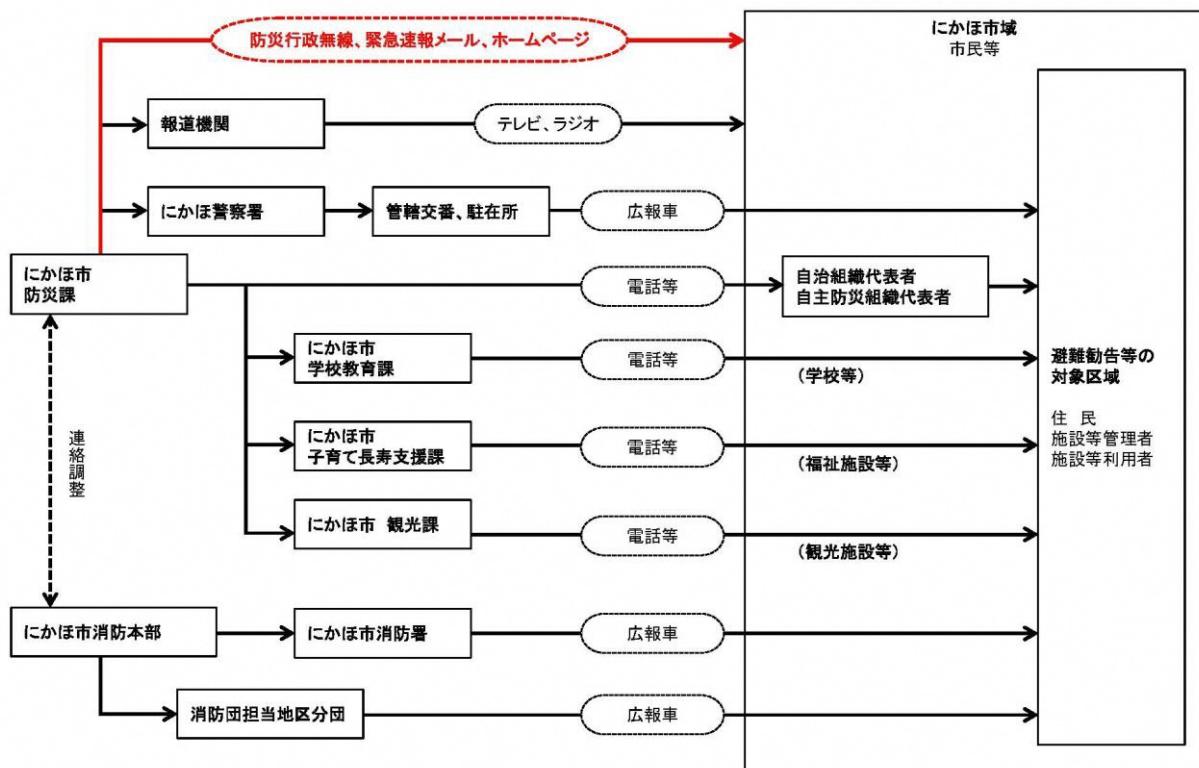
なお、避難情報の伝達には、情報伝達手段により住民等が受信する時間に差が生じるが、住民等は、防災行政無線や緊急速報メールなど、一番早い情報を受信した時点で、避難等の行動を開始するものとする。

各市町の伝達体制は以下の「避難情報の伝達フロー図」のとおりである。

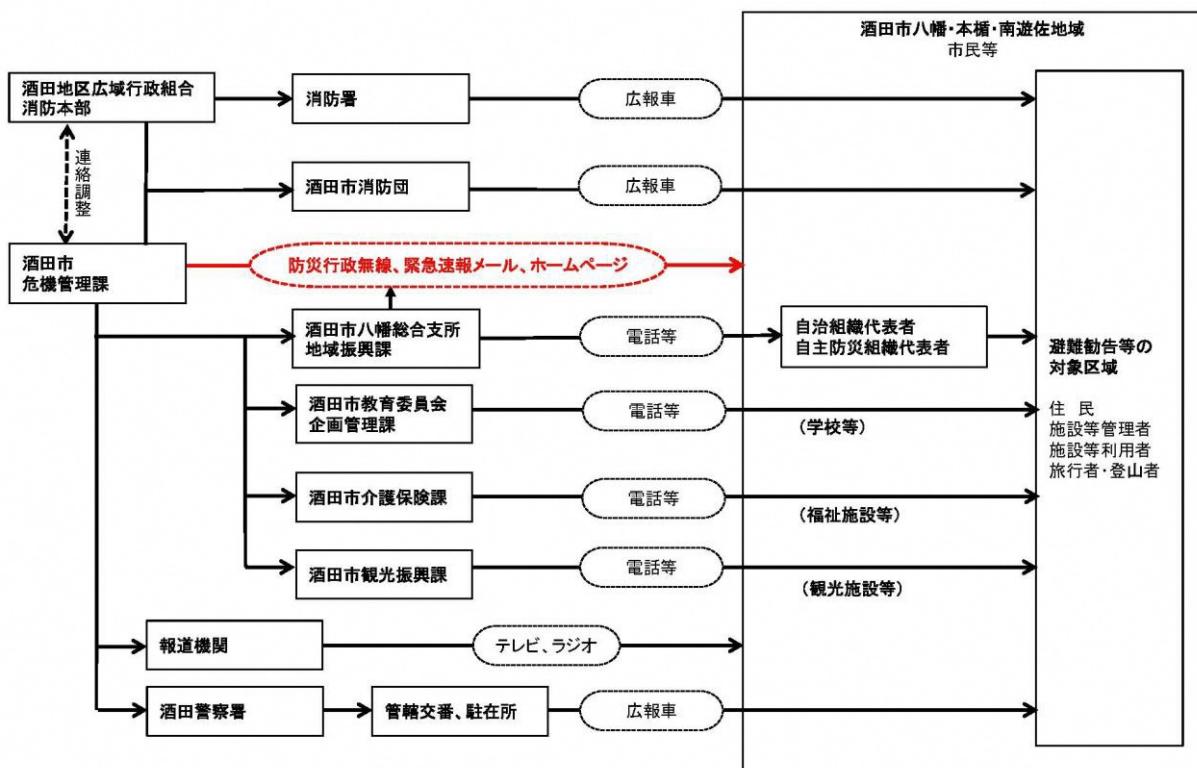
由利本荘市避難情報の伝達フロー図



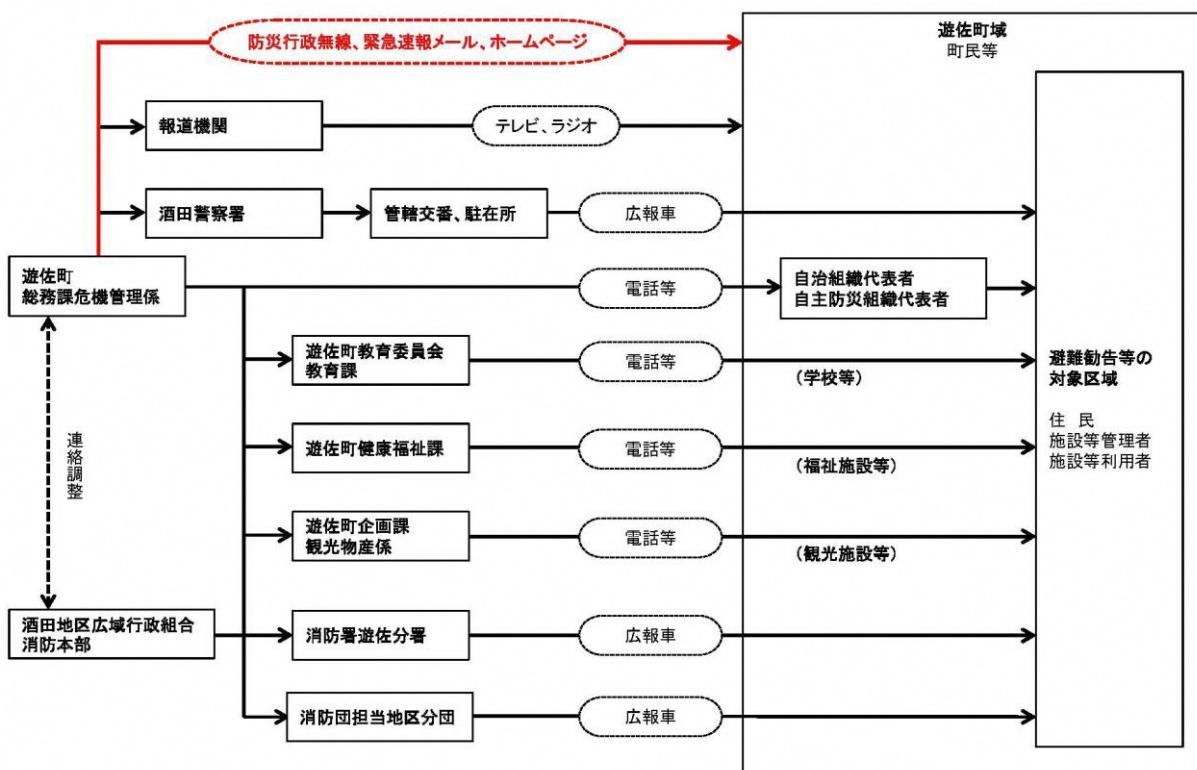
にかほ市避難情報の伝達フロー図



酒田市避難情報の伝達フロー図



遊佐町避難情報の伝達フロー図



(3) 避難所

ア 通常期（火口周辺に積雪がない時期）

(ア) 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及びレベル3（入山規制）

住民等は、以下の避難所に避難するものとする。なお、避難指示等が夜中や荒天時に発令された場合でも、避難所へ移動することを基本とする。

<にかほ市>避難所

避難対象地区	世帯数	人口	避難行動 要支援者 数	誘導を行う者	避難所への距 離・所要時間 (自動車)	避難所
観音森地区 (特定地域)	5	11	3	自治会役員	11.6 km 24分	象潟公民館
計	5	11	3			

<遊佐町>避難所

避難対象地区	世帯数	人口	避難行動 要支援者 数	誘導を行う者	避難所への距 離・所要時間 (自動車)	避難所
升川地区 (特定地域)	79	246	29	自主防災組織 消防団	3 km 5分	高瀬小学校体育館
三ノ俣地区 (特定地域)	3	6	2	自主防災組織 消防団	5.3 km 8分	しらい自然館
計	82	252	31			

(イ) 噴火警戒レベル4（避難準備）及びレベル5（避難）

住民等は、以下の避難所に避難するものとする。なお、避難指示等が夜中や荒天時に発令された場合でも、避難所へ移動することを基本とする。

火口噴出型泥流が発生し、避難所への避難が間に合わないなどの場合には、命を守る最低限の緊急行動として垂直避難（谷沿いは高台への避難、平地は建物の2階以上へ避難）の対応を自ら行うこととする。

<にかほ市>避難所

避難対象地区	世帯数	人口	避難行動 要支援者 数	誘導を行う者	避難所への距 離・所要時間 (自動車)	避難所
観音森地区 (特定地域)	5	11	3	自治会役員	11.6 km 24分	象潟公民館
大砂川地区	120	205	20	自主防災組織 消防団	5.8 km 12分	象潟公民館
川袋地区	39	136	12	自主防災組織 消防団	6.3 km 13分	象潟公民館
大須郷地区	86	245	35	自主防災組織 消防団	7.1 km 15分	象潟公民館
大竹地区	103	354	38	自主防災組織 消防団	2.1 km 5分 4.6 km 10分	いちょう館 金浦小学校・金浦中学校
芹田地区	67	188	23	自主防災組織 消防団	4.5 km 10分	金浦小学校・金浦中学校
三森地区	165	459	68	自主防災組織 消防団	5.3 km 11分	仁賀保勤労青少年ホーム 総合福祉交流センター
鈴地区	324	938	102	自主防災組織 消防団	1.6 km 4分 1.4 km 4分	仁賀保勤労青少年ホーム 総合福祉交流センター
田抓地区	73	241	24	自主防災組織 消防団	1.0 km 2分	仁賀保中学校
伊勢居地地区	62	191	28	自主防災組織 消防団	4.5 km 10分	院内小学校・水沢会館
中野地区	52	147	24	自主防災組織	3.4 km 7分	仁賀保中学校
三日市地区	15	53	7	自主防災組織	2.3 km 5分	仁賀保中学校
立居地地区	26	90	10	自主防災組織 消防団	2.7 km 6分	仁賀保中学校
百目木地区	26	107	11	自主防災組織 消防団	2.8 km 6分	金浦小学校・金浦中学校
堺地区	30	107	12	自主防災組織	2.5 km 6分	金浦小学校・金浦中学校

樋ノ口地区	28	105	13	自主防災組織 消防団	3.4 km 7分	金浦小学校・金浦中学校
寺田地区	18	48	9	自主防災組織	4.5 km 9分	院内小学校
畠地区	85	252	40	自主防災組織 消防団	5.2 km 10分	院内小学校
桂坂（横森）地区	29	89	18	自主防災組織 消防団	8.8 km 18分	農村婦人の家
東畠地区	13	50	3	自主防災組織	5.3 km 10分	院内小学校・水沢会館
計	1,366	4,016	500			

＜遊佐町＞避難所

避難対象地区	世帯数	人口	避難行動 要支援者 数	誘導を行う者	避難所への距 離・所要時間 (自動車)	避難所
升川地区 (特定地域)	79	246	29	自主防災組織 消防団	3 km 5分	高瀬小学校体育館
三ノ俣地区 (特定地域)	3	6	2	自主防災組織 消防団	5.3 km 8分	しらい自然館
広野地区	34	114	15	自主防災組織 消防団	3 km 5分	しらい自然館
中山地区	26	102	6	自主防災組織 消防団	2.5 km 4分	高瀬小学校体育館
樽川地区	17	53	4	自主防災組織 消防団	1.7 km 3分	高瀬まちづくりセンター
落伏地区	14	34	1	自主防災組織 消防団	3.8 km 6分	吹浦防災センター
計	173	555	57			

(ウ) 観光客及び法人従業員の避難

下記地区の観光客及び法人の従業員のうち帰宅困難者については、それぞれの指定する避難所に避難するものとする。

＜由利本荘市＞観光客及び帰宅困難者の避難所

【矢島地区】

区分	戸 数	想定される 最大人数	避難所
ホテル等	2	73人	矢島福祉会館

＜にかほ市＞観光客及び帰宅困難者の避難所

【鉢立地区、三森地区、中島台地区】

区分	戸 数	想定される 最大人数	避難所
ホテル等	6	935人	象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館

＜遊佐町＞観光客及び帰宅困難者の避難所

【遊佐地区・吹浦地区】

区分	戸 数	想定される 最大人数	避難所
ホテル等	1	105人	生涯学習センター

イ 積雪期（火口周辺に積雪がある時期）

（ア）噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及びレベル3（入山規制）

住民等は、以下の避難所に避難するものとする。なお、避難指示等が夜中や荒天時に発令された場合でも、避難所へ移動することを基本とする。

＜にかほ市＞避難所

避難対象地区	世帯数	人口	避難行動 要支援者 数	誘導を行う者	避難所への距 離・所要時間 (自動車)	避難所
観音森地区 (特定地域)	5	11	3	自治会役員	11.6 km 24分	象潟公民館
計	5	11	3			

＜遊佐町＞避難所

避難対象地区	世帯数	人口	避難行動 要支援者 数	誘導を行う者	避難所への距 離・所要時間 (自動車)	避難所
升川地区 (特定地域)	79	246	29	自主防災組織 消防団	3 km 5分	高瀬小学校体育館
三ノ俣地区 (特定地域)	3	6	2	自主防災組織 消防団	5.3 km 8分	しらい自然館
計	82	252	31			

(イ) 噴火警戒レベル4（避難準備）及びレベル5（避難）

住民等は、以下の避難所に避難するものとする。なお、避難指示等が夜中や荒天時に発令された場合でも、避難所へ移動することを基本とする。

融雪型火山泥流、火口噴出型泥流が発生し、避難所への避難が間に合わないなどの場合には、命を守る最低限の緊急行動として垂直避難（谷沿いは高台への避難、平地は建物の2階以上へ避難）の対応を自ら行うこととする。

<由利本荘市>避難所

避難対象地区	世帯数	人口	避難行動 要支援者 数	誘導を行う者	避難所への距 離・所要時間 (自動車)	【一時避難場所】 避難所
下伏見地区	26	87	13	自主防災組織 消防団	3.8 km 7分	【伏見会館】 鳥海小学校・中学校
中伏見地区	24	64	22	自主防災組織 消防団	3 km 6分	【伏見会館】 鳥海小学校・中学校
上伏見地区	36	124	15	自主防災組織 消防団	2 km 5分	【伏見会館】 鳥海小学校・中学校
久保地区	43	110	25	自主防災組織 消防団	1.9 km 5分	鳥海小学校・中学校
鳥寿苑	50	50	50	施設職員	1.5 km 5分	鳥海小学校・中学校
矢ノ本地区	36	119	20	自主防災組織 消防団	5.5 km 8分	【大久保会館・鐘ヶ平会館】 鳥海小学校・中学校
長坂地区	13	43	6	自主防災組織 消防団	3.5 km 7分	【貝沢営農研修センター】 鳥海小学校・中学校
河台地区	6	18	2	自主防災組織 消防団	1.6 km 4分	鳥海小学校・中学校
伏見沢地区	26	84	6	自主防災組織 消防団	0.75 km 2分	鳥海小学校・中学校
下百宅地区	15	34	17	自主防災組織 消防団	10 km 17分	直根公民館
吉谷地地区	29	103	22	自主防災組織 消防団	1.4 km 3分	直根学習センター
大川端地区	9	20	7	自主防災組織 消防団	1.7 km 3分	【猿倉会館】 直根学習センター
築館地区	11	58	8	自主防災組織 消防団	1.1 km 3分	コミュニティセンター日新館
砂子沢地区	24	69	13	自主防災組織 消防団	4.3 km 9分	【川辺生活環境改善センタ ー】 コミュニティセンター日新館
持子地区	10	33	11	自主防災組織 消防団	3.5 km 8分	【持子会館】 コミュニティセンター日新館

坂之下郷内地 区	10	24	7	自主防災組織 消防団	3.1 km 7 分	矢島体育センター
大川原地区	92	256	54	自主防災組織 消防団	1.2 km 4 分	矢島体育センター
新所地区	62	181	42	自主防災組織 消防団	2.2 km 6 分	矢島体育センター
元町郷内地区	29	90	12	自主防災組織 消防団	2.5 km 8 分	矢島体育センター
金ヶ沢地区	13	36	12	自主防災組織 消防団	4.6 km 10 分	矢島体育センター
計	564	1,603	364			

<にかほ市>避難所

避難対象地区	世帯数	人口	避難行動 要支援者 数	誘導を行う者	避難所への距 離・所要時間 (自動車)	避難所
観音森地区 (特定地域)	5	11	3	自治会役員	11.6 km 24分	象潟公民館
関地区	68	202	66	自主防災組織 消防団	2.7 km 6分	象潟公民館
大砂川地区	120	205	20	自主防災組織 消防団	5.8 km 12分	象潟公民館
川袋地区	39	136	12	自主防災組織 消防団	6.3 km 13分	象潟公民館
大須郷地区	86	245	35	自主防災組織 消防団	7.1 km 15分	象潟公民館
小滝地区	137	384	74	自主防災組織 消防団	1.4 km 3分	上郷小学校
本郷地区	90	214	31	自主防災組織 消防団	2.5 km 6分	上郷小学校
横岡地区	98	351	35	自主防災組織 消防団	4.1 km 9分	上郷小学校
大竹地区	103	354	38	自主防災組織 消防団	2.1 km 5分 4.6 km 10分	いちょう館 金浦小学校・金浦中学校
芹田地区	67	188	23	自主防災組織 消防団	4.5 km 10分	金浦小学校・金浦中学校
三森地区	165	459	68	自主防災組織 消防団	5.3 km 11分	仁賀保勤労青少年ホーム 総合福祉交流センター
鈴地区	324	938	102	自主防災組織 消防団	1.6 km 4分 1.4 km 4分	仁賀保勤労青少年ホーム 総合福祉交流センター
田抓地区	73	241	24	自主防災組織 消防団	1.0 km 2分	仁賀保中学校
伊勢居地地区	62	191	28	自主防災組織 消防団	4.5 km 10分 2.4 km 5分	院内小学校 水沢会館
中野地区	52	147	24	自主防災組織	3.4 km 7分	仁賀保中学校
三日市地区	15	53	7	自主防災組織	2.3 km 5分	仁賀保中学校
立居地地区	26	90	10	自主防災組織 消防団	2.7 km 6分	仁賀保中学校
百目木地区	26	107	11	自主防災組織 消防団	2.8 km 6分	金浦小学校・金浦中学校
堺地区	30	107	12	自主防災組織	2.5 km 6分	金浦小学校・金浦中学校

樋ノ口地区	28	105	13	自主防災組織 消防団	3.4 km 7分	金浦小学校・金浦中学校
寺田地区	18	48	9	自主防災組織	4.5 km 9分	院内小学校
畠地区	85	252	40	自主防災組織 消防団	5.2 km 10分	院内小学校
桂坂（横森）地区	29	89	18	自主防災組織 消防団	8.8 km 18分	農村婦人の家
東畠地区	13	50	3	自主防災組織	5.3 km 11分 2.4 km 5分	院内小学校 水沢会館
計	1,759	5,167	706			

＜酒田市＞避難所

避難対象地区	世帯数	人口	避難行動 要支援者 数	誘導を行う者	避難所への距 離・所要時間 (自動車)	【一時避難場所】 避難所
湯ノ台地区	2	3	0	自主防災組織 消防団	13.1km 20分	【手打ちそば鳳来】 八幡小学校
大台野地区	10	22	2	自主防災組織 消防団	11.8km 37分	【大台野公民館】 大沢コミュニティセンター
升田地区	77	209	12	自主防災組織 消防団	8.3km 17分	【貝沢：大台野公民館】 大沢コミュニティセンター
上草津地区	10	42	4	自主防災組織 消防団	8.6km 13分	【上草津公会堂】 八幡小学校
下草津地区	20	58	3	自主防災組織 消防団	7.1km 11分	【下草津公会堂】 八幡小学校
泥沢地区	10	42	0	自主防災組織 消防団	9.1km 22分	【泥沢公民館】 八幡小学校
赤剥地区	17	49	3	自主防災組織 消防団	7.2km 15分	【赤剥公民館】 八幡小学校
上黒川地区	17	53	1	自主防災組織 消防団	6.9km 11分	【日向コミュニティセン ター（2階以上）】 八幡体育館
下黒川地区	34	118	6	自主防災組織 消防団	4.7km 8分	【下黒川公民館】 八幡小学校
新出地区	30	93	5	自主防災組織 消防団	3.5km 6分	修道館
福山地区	62	220	5	自主防災組織 消防団	1.5km 3分	八幡タウンセンター
山根地区	12	47	0	自主防災組織 消防団	1.3km 3分	八幡体育館
橋本地区	22	83	2	自主防災組織 消防団	1.9km 5分	八幡体育館
芹田地区	58	195	10	自主防災組織 消防団	1.6km 3分	鳥海八幡中学校
北仁田地区	35	146	3	自主防災組織 消防団	2.8km 5分	一條小学校
塚渕地区	24	91	2	自主防災組織 消防団	3.9km 7分	一條小学校
大久保地区	16	52	1	自主防災組織 消防団	2.0km 4分	鳥海八幡中学校
小泉北豊田地区	9	39	2	自主防災組織 消防団	1.5km 3分	鳥海八幡中学校
米島前門地区	26	85	0	自主防災組織 消防団	2.1km 4分	南遊佐コミュニティセン ター
計	491	1,647	61			

<遊佐町>避難所

避難対象地区	世帯数	人口	避難行動 要支援者 数	誘導を行う者	避難所への距 離・所要時間 (自動車)	【集合場所】 避難所
升川地区 (特定地域)	79	246	29	自主防災組織 消防団	4 km 6分	吹浦小学校体育館
三ノ俣地区 (特定地域)	3	6	2	自主防災組織 消防団	5.3 km 8分	しらい自然館
広野地区	34	114	15	自主防災組織 消防団	3 km 5分	しらい自然館
中山地区	26	102	6	自主防災組織 消防団	4 km 7分	吹浦小学校体育館
樽川地区	17	53	4	自主防災組織 消防団	4 km 7分	吹浦小学校体育館
落伏地区	14	34	1	自主防災組織 消防団	3.8 km 6分	吹浦防災センター
平津地区	48	134	14	自主防災組織 消防団	6 km 9分	杉沢比山伝承館
上長橋地区	25	62	10	自主防災組織 消防団	7 km 11分	【旧西遊佐小学校グラウンド】 酒田市避難所
石辻地区	52	179	14	自主防災組織 消防団	1.5 km 2分	蕨岡小学校体育館
三川地区	29	111	8	自主防災組織 消防団	1.5 km 2分	蕨岡小学校体育館
下大内地区	31	100	6	自主防災組織 消防団	1.5 km 2分	蕨岡まちづくりセンター
蚕桑地区	22	81	4	自主防災組織 消防団	2.5 km 4分	しらい自然館
袋地地区	21	71	2	自主防災組織 消防団	2.4 km 4分	しらい自然館
野沢上地区	42	151	9	自主防災組織 消防団	8.5 km 15分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
野沢中地区	41	118	11	自主防災組織 消防団	8.5 km 15分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
野沢下地区	50	164	9	自主防災組織 消防団	8.5 km 15分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
下野沢地区	20	75	2	自主防災組織 消防団	7.5 km 11分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
京田地区	24	71	7	自主防災組織 消防団	6.5 km 10分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
京田新田地区	7	21	2	自主防災組織 消防団	7 km 11分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所

旭ヶ丘地区	27	84	12	自主防災組織 消防団	8 km 12分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
上吉出地区	40	136	15	自主防災組織 消防団	8 km 12分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
中吉出地区	50	157	8	自主防災組織 消防団	7 km 11分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
下吉出地区	19	57	7	自主防災組織 消防団	6.5 km 10分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
和田地区	69	193	34	自主防災組織 消防団	6.5 km 10分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
漆曽根地区	21	73	5	自主防災組織 消防団	5.5 km 8分	【道の駅ふらっと・遊ぼっと】 酒田市避難所
尻引岡田地区	19	58	4	自主防災組織 消防団	7 km 11分	【道の駅ふらっと・遊ぼっと】 酒田市避難所
七日町地区	32	76	10	自主防災組織 消防団	7 km 11分	【道の駅ふらっと・遊ぼっと】 酒田市避難所
六日町地区	154	397	46	自主防災組織 消防団	7 km 11分	【道の駅ふらっと・遊ぼっと】 酒田市避難所
五日町地区	128	299	37	自主防災組織 消防団	7 km 11分	【道の駅ふらっと・遊ぼっと】 酒田市避難所
駅前一区地区	224	615	58	自主防災組織 消防団	5.5 km 8分	【町民スポーツ広場】 酒田市避難所
駅前二区地区	44	95	13	自主防災組織 消防団	5.5 km 8分	【町民スポーツ広場】 酒田市避難所
十日町地区	150	303	30	自主防災組織 消防団	6 km 9分	【旧西遊佐小学校グラウンド】 酒田市避難所
八日町地区	115	304	33	自主防災組織 消防団	5.5 km 8分	【旧西遊佐小学校グラウンド】 酒田市避難所
大楯地区	29	91	10	自主防災組織 消防団	6.5 km 10分	【旧西遊佐小学校グラウンド】 酒田市避難所
平津新田地区	18	47	6	自主防災組織 消防団	7 km 11分	杉沢比山伝承館
境田地区	32	114	2	自主防災組織 消防団	6.5 km 10分	【鳥海温泉遊楽里周辺】 酒田市避難所
増穂地区	43	124	14	自主防災組織 消防団	1.5 km 2分	藤崎小学校・藤崎保育園
江地地区	39	142	10	自主防災組織 消防団	1 km 1分	藤崎小学校・藤崎保育園
楸島地区	32	105	11	自主防災組織 消防団	2.5 km 4分	藤崎小学校・藤崎保育園
西宮田地区	31	114	8	自主防災組織 消防団	2.5 km 4分	藤崎小学校・藤崎保育園

東宮田地区	30	95	12	自主防災組織 消防団	2.5 km 4 分	藤崎小学校・藤崎保育園
北宮田地区	37	137	8	自主防災組織 消防団	4 km 6 分	藤崎小学校・藤崎保育園
富岡地区	34	112	6	自主防災組織 消防団	4 km 6 分	【菅里体育館】 酒田市避難所
北目地区	32	93	5	自主防災組織 消防団	3.5 km 5 分	【菅里体育館】 酒田市避難所
丸子地区	45	138	19	自主防災組織 消防団	2.2 km 3 分	【菅里体育館】 酒田市避難所
山崎地区	34	111	8	自主防災組織 消防団	2.9 km 4 分	【菅里体育館】 酒田市避難所
宿町五地区	66	179	22	自主防災組織 消防団	1.2 km 2 分	吹浦防災センター
箕輪地区	18	70	9	自主防災組織 消防団	2.4 km 4 分	吹浦防災センター
小野曽地区	54	120	13	自主防災組織 消防団	4.2 km 6 分	吹浦防災センター
計	2,251	6,532	630			(内酒田市避難所 4,168)

【広域避難の実施】

遊佐町においては、融雪型火山泥流の避難対象者すべてを収容できる避難所を確保することができないため、あらかじめ酒田市への広域避難を計画する。

酒田市への広域避難対象地区の住民は、避難勧告等が発令された場合、上記記載の集合場所に一時集合し、指定された酒田市内の避難所へ移動する。

(ウ) 観光客及び法人従業員の避難

下記地区の観光客及び法人の従業員のうち帰宅困難者については、それぞれの指定する避難所に避難するものとする。

＜由利本荘市＞観光客及び帰宅困難者の避難所

【矢島地域】

区分	戸 数	想定される 最大人数	避難所
ホテル等	2	73人	矢島福祉会館

＜にかほ市＞観光客及び帰宅困難者の避難所

【小滝地区、鉢立地区、三森地区、中島台地区】

区分	戸 数	想定される 最大人数	避難所
ホテル等	7	970人	象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館

＜酒田市＞観光客及び帰宅困難者の避難所

【八幡地区】

区分	戸 数	想定される 最大人数	避難所
ホテル等	1	123人	八幡体育館

＜遊佐町＞観光客及び帰宅困難者の避難所

【蕨岡地区・遊佐地区・稻川地区・西遊佐地区・高瀬地区】

区分	戸 数	想定される 最大人数	避難所
ホテル等	1	50人	西遊佐まちづくりセンター
法人	198	339人	

(4) 避難手段と避難所の開設

ア 避難手段

避難手段は、原則として避難所まで徒歩又は自家用車（相乗り含む）による自力避難、もしくは相互の乗り合い及び市町が手配する車両とする。

イ 避難所の開設

市町長は、避難情報の発令基準に基づき避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告あるいは避難指示（緊急）を発令した場合は、直ちに発令対象の避難所を開設する。また、避難勧告等を発令していない場合でも、多くの住民等が避難行動を開始した場合等は、同様に避難所を開設する。

なお、親戚、知人等の元に避難する場合は、市役所又は町役場に避難先及び連絡先を報告することとする。（53頁「親戚、知人等の元に避難する場合の連絡先」参照）

避難所開設箇所は次のとおりとし、災害時に速やかに開設できるよう準備を行う。

＜由利本荘市＞避難所

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 延べ床面積 m ²	備 考 (避難地区等)
鳥海小学校	由利本荘市鳥海町上川内字 西野 14 番地 1 0184-27-6311	学校長 0184-27-6311	450 人 4,531 m ²	上・中・下伏見地区 久保地区 鳥寿苑
鳥海中学校	由利本荘市鳥海町上川内字 西野 108 0184-57-2309	学校長 0184-57-2309	1,050 人 8,277 m ²	矢ノ本地区 長坂地区 河台地区 伏見沢地区
直根公民館	由利本荘市鳥海町中直根字 中山 5 番地 2 0184-58-2111	由利本荘市 鳥海教育学習課 0184-57-3020	130 人 954 m ²	下百宅地区
直根学習センター	由利本荘市鳥海町下直根大 谷地 37 0184-58-2320	由利本荘市 鳥海教育学習課 0184-57-3020	550 人 2,661 m ²	吉谷地地区 大川端地区
矢島コミュニティセ ンター日新館	由利本荘市矢島町七日町羽 坂 64 番地 1 0184-56-2203	由利本荘市 矢島教育学習課 0184-56-2203	350 人 2,441 m ²	築館地区 砂子沢地区 持子地区
矢島体育センター	由利本荘市矢島町七日町上 山寺 54 番地 1 0184-56-2540	由利本荘市 矢島教育学習課 0184-56-2203	550 人 1,991 m ²	坂之下郷内地区 元町郷内地区 大川原地区 新所地区 金ヶ沢地区
収容人数計			3,080 人	

<にかほ市>避難所

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面積 m ²	備考 (避難地区等)
象潟公民館	にかほ市象潟町字狐森 31-1 0184-43-2229	にかほ市 教育委員会	930 人 1,860 m ²	関地区 大砂川地区 川袋地区 大須郷地区 観音森地区
上郷小学校	にかほ市象潟町字小滝舞台 64 0184-38-2259	にかほ市 教育委員会	1,468 人 2,935 m ²	小滝地区 本郷地区 横岡地区
金浦小学校	にかほ市金浦字背長森 39 0184-38-2055	にかほ市 教育委員会	3,102 人 6,204 m ²	芹田地区 百目木地区
金浦中学校	にかほ市金浦字谷地中 30-3 0184-38-2355	にかほ市 教育委員会	2,054 人 4,107 m ²	堺地区 樋ノ口地区 大竹地区
いちょう館	にかほ市前川字久根添 55	前川自治会	111 人 223 m ²	大竹地区
仁賀保勤労青少年ホーム	にかほ市平沢字中町 79 0184-35-4711	にかほ市 教育委員会	1,484 人 2,968 m ²	三森地区 鈴地区
総合福祉交流センター（スマイル）	にかほ市平沢字八森 31-1 0184-32-3000	にかほ市	1,645 人 3,290 m ²	
仁賀保中学校	にかほ市院内字ヒシカタ 40 0184-36-2121	にかほ市 教育委員会	5,587 人 11,173 m ²	田抓地区 三日市地区 立居地地区 中野地区
院内小学校	にかほ市小国字郷ノ町 85 0184-36-2154	にかほ市 教育委員会	1,418 人 2,836 m ²	寺田地区 伊勢居地地区 畠地区 東畠地区
水沢会館	にかほ市水沢字堂ノ下 50	水沢自治会	69 人 138 m ²	伊勢居地地区 東畠地区
農村婦人の家	にかほ市冬師字冬師 96 0184-37-2780	冬師自治会	106 人 212 m ²	桂坂（横森）地区
収容人数計			17,974 人	

<酒田市>避難所

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面積 m ²	備考 (避難地区等)
八幡タウンセンター	酒田市観音寺字寺ノ下 41 0234-64-3111	酒田市 八幡地域振興課	222 人 733 m ²	福山地区
八幡体育館	酒田市観音寺字町後 15 0234-64-2926	酒田市 スポーツ振興課	310 人 1,023 m ²	上黒川地区 山根地区 橋本地区
修道館	酒田市観音寺字町後 15 0234-64-2926	酒田市 スポーツ振興課	96 人 317 m ²	新出地区
八幡小学校	酒田市観音寺字古楯 1-1 0234-64-3737	酒田市 教育委員会	327 人 1,079 m ²	湯ノ台地区 上草津地区 下草津地区 下黒川地区 泥沢地区 赤剥地区
鳥海八幡中学校	酒田市小泉字前田 91-1 0234-64-2063	酒田市 教育委員会	342 人 1,129 m ²	芹田地区 大久保地区 小泉北豊田地区
一條小学校	酒田市寺田字沖 1-1 0234-64-2031	酒田市 教育委員会	249 人 822 m ²	北仁田地区 塚渕地区
南遊佐コミュニティセンター	酒田市宮内字小楯 62-1 0234-28-2708	酒田市 まちづくり推進課	131 人 432 m ²	米島前門地区
大沢コミュニティセンター*	酒田市大蕨字ニタ子 213 0234-64-2824	酒田市 まちづくり推進課	201 人 663 m ²	大台野地区 升田地区
収容人数計			1,878 人	

*大沢コミュニティセンターの収容人数は1階部分のみ。収容人数を超える場合は2階以上の旧校舎を利用し対応する。

〈遊佐町〉避難所

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面 積 m ²	備 考 (避難地区等)
高瀬小学校体育館	遊佐町当山字堰中瀬 25-4 0234-72-2401	遊佐町役場 0234-72-3311	330 人 1,116 m ²	升川地区 中山地区
高瀬まちづくりセンター	遊佐町当山字上山崎 17-4 0234-72-2937	遊佐町役場 0234-72-3311	110 人 383 m ²	樽川地区
蕨岡小学校	遊佐町蕨岡字花塚 29-1 0234-72-2241	遊佐町役場 0234-72-3311	290 人 866 m ²	石辻地区 三川地区
藤崎小学校*	遊佐町江地字丁才谷地 31-4 0234-76-2133	遊佐町役場 0234-72-3311	310 人 1,010 m ²	増穂地区 江地地区 櫟島地区
藤崎保育園	増穂字西田 96 0234-76-2008	遊佐町役場 0234-72-3311	50 人 132 m ²	西宮田地区 東宮田地区 北宮田地区
吹浦小学校*	吹浦字西楯 9-6 0234-77-2504	遊佐町役場 0234-72-3311	300 人 1,007 m ²	升川地区 中山地区 樽川地区
蕨岡まちづくりセンター	豊岡字下和田 31-3 0234-72-2231	遊佐町役場 0234-72-3311	100 人 308 m ²	下大内地区
吹浦防災センター*	吹浦字布倉 10-1 0234-77-2503	遊佐町役場 0234-72-3311	140 人 439 m ²	落伏地区 宿町五地区 箕輪地区 小野曾地区
しらい自然館	白井新田見晴野 21 0234-72-2069	遊佐町役場 0234-72-3311	310 人 798 m ²	三ノ俣地区 広野地区 蚕桑地区 袋地地区
杉沢比山伝承館	杉沢字中田 1 0234-72-2233	遊佐町役場 0234-72-3311	200 人 399 m ²	平津地区 平津新田地区
収容人数計			2,140 人	

*藤崎小学校、吹浦小学校の収容人数は体育館部分のみ。収容人数を超える場合は教室棟など他の校舎を利用し対応する。

*吹浦防災センターの収容人数は1階の講堂部分のみ。収容人数を超える場合は2階の多目的スペース等を利用し対応する。

<遊佐町>融雪型火山泥流時避難集合場所

名 称	所 在 地 電話番号	管理 者	備 考 (対象地区)
鳥海温泉「遊楽里」周辺	吹浦字西浜 2-69 0234-77-3711	遊佐町役場	野沢上地区、野沢中地区、野沢下地区、下野沢地区、京田地区、京田新田地区、旭ヶ丘地区、上吉出地区、中吉出地区、下吉出地区、和田地区、境田地区
道の駅鳥海「ふらっと」	菅里字菅野 308-1 0234-72-3311	遊佐町役場	漆曽根地区、尻引岡田地区、七日町地区、六日町地区、五日町地区
森の公園「遊ぼっと」	菅里字菅野地内 0234-72-3311	遊佐町役場	
町民スポーツ広場（東側）	藤崎字竇垣下 114-1 0234-75-3448	遊佐町役場	駅前一区地区、駅前二区地区
旧西遊佐小学校グラウンド	藤崎字千代ノ藤 2-2 0234-76-2033	遊佐町役場	十日町地区、八日町地区、大楯地区、上長橋地区
菅里体育館	菅里字菅野 7-1 0234-77-3727	遊佐町役場	富岡地区、北目地区、丸子地区、山崎地区

ウ 福祉避難所の開設

市町長は、指定した避難所での生活が困難で介護や福祉的な配慮を必要とする住民等がいる場合、必要に応じて福祉避難所を開設する。

福祉避難所は、必要に応じて開設される「二次的避難所」であり、最初から開設される避難所ではないため、福祉避難所への避難対象となる住民等も、まずは指定した避難所に避難するものとする。

福祉避難所は、次の施設の中から施設の避難スペースの確保、スタッフの配置等の状況を考慮し、受入れ可能な施設に開設する。(次の施設に必ず避難できるものではありません。)

＜由利本荘市＞福祉避難所

避難所（施設名）	所在 地 電話番号	管理者 (連絡先)	備 考
特別養護老人ホーム ふるさと矢島	由利本荘市矢島町城内字八森下 字 481 番地 1 0184- 27-5711	社会福祉法人中央会 0184-24-3711	
特別養護老人ホーム 白百合苑	由利本荘市前郷字家岸 79 番地 17 0184- 53-2100	社会福祉法人由利本荘 市社会福祉協議会 0184-23-5519	
指定介護老人福祉施設 ふるさと学び舎	由利本荘市土谷字新谷地 157 番地 0184- 28-1165	社会福祉法人中央会 0184-24-3711	
指定介護老人福祉施設 花ごよみ	由利本荘市土谷字新谷地 160 番地 0184- 28-1187	社会福祉法人中央会 0184-24-3711	
特別養護老人ホーム あじさいの郷	由利本荘市水林 469-2 0184- 23-5353	社会福祉法人久寿会 0184-27-1133	
地域生活支援センター みづばやし	由利本荘市調練場 1-1 0184- 23-3551	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 018-889-8360	

<にかほ市>福祉避難所

避難所（施設名）	所在 地 電話番号	管理者 (連絡先)	備 考
特別養護老人ホーム 楽しいわが家	にかほ市平沢字宝田 32 0184-32-3711	社会福祉法人中央会 0184-24-3711	
特別養護老人ホーム 浩寿苑	にかほ市前川字中ノ森 24-5 0184-38-4150	社会福祉法人 仁賀保中央福祉会 0184-38-4150	
特別養護老人ホーム 蕉風苑	にかほ市象潟町大砂川字下橋 20-3 0184-32-7050	社会福祉法人 象潟健成会 0184-32-7050	
特別養護老人ホーム 陽光苑	にかほ市金浦字古賀の田 31 0184-44-8850	社会福祉法人 明星福祉会 0184-44-8850	
老人保健施設 栗山荘	にかほ市象潟町小滝字麻針堰 18 0184-44-2210	医療法人社団蕉風会 0184-44-2210	

〈酒田市〉福祉避難所

避難所（施設名）	所在 地 電話番号	管理者 (連絡先)	備 考
特別養護老人ホーム かたばみ荘	酒田市北千日堂前字松境 18-1 電話 0234-35-1451	社会福祉法人かたばみ会 電話 0234-35-1451	
特定施設かたばみの家	酒田市北千日堂前字松境 16 電話 0234-35-1471	社会福祉法人かたばみ会 電話 0234-35-1471	
特別養護老人ホーム芙蓉荘	酒田市宮野浦 3-20-1 電話 0234-31-2525	社会福祉法人光風会 電話 0234-31-2525	
地域密着型介護老人福祉施設あおい	酒田市緑ヶ丘 2-16-1 電話 0234-41-2260	社会福祉法人光風会 電話 0234-41-2260	
介護老人保健施設 シェ・モワ	酒田市緑町 13-37 電話 0234-22-1400	社会福祉法人光風会 電話 0234-22-1400	
障がい者支援施設光風園	酒田市宮野浦 3-21-28 電話 0234-31-2266	社会福祉法人光風会 電話 0234-31-2266	
特別養護老人ホーム ライフケア黒森	酒田市黒森字葭葉山 54-10 電話 0234-92-3355	社会福祉法人正覚会 電話 0234-92-3355	
特別養護老人ホーム さくらホーム広野	酒田市広野字末広 102-1 電話 0234-91-1233	社会福祉法人さくら福祉会 電話 0234-91-1233	
特別養護老人ホーム さくらホーム	酒田市中牧田字丸福 171 電話 0234-62-2941	社会福祉法人さくら福祉会 電話 0234-62-2941	
特別養護老人ホーム サン・シティ	酒田市曙町 2-26-1 電話 0234-26-7788	社会福祉法人友和会 電話 0234-26-7788	
地域密着型特別養護老人ホーム サン・シティⅡ	酒田市曙町 2-28-5 電話 0234-26-7770	社会福祉法人友和会 電話 0234-26-7770	
特別養護老人ホーム幸楽荘	酒田市小泉字前田 50 電話 0234-64-3711	社会福祉法人幾久栄会 電話 0234-64-3711	
特別養護老人ホーム寿康園	酒田市橋橋字大柳 3-1 電話 0234-52-3413	社会福祉法人平田厚生会 電話 0234-52-3413	
障がい者支援施設和光園	酒田市相沢字北森 155 電話 0234-62-3344	社会福祉法人明松会 電話 0234-62-3344	
介護老人保健施設ひだまり	酒田市中町 3-5-23 電話 0234-25-6356	医療法人健友会 電話 0234-25-6356	
老人保健施設明日葉	酒田市曙町 2-18-6 電話 0234-22-3885	医療法人社団さつき会 電話 0234-22-3885	
老人保健施設うらら	酒田市本楯字前田 127-2 電話 0234-28-3131	医療法人宏友会 電話 0234-28-3131	
医療法人徳洲会 介護老人保健施設徳田山	酒田市相沢字道脇 7 電話 0234-61-4040	医療法人徳洲会 電話 0234-61-4040	

＜遊佐町＞福祉避難所

避難所（施設名）	所在 地 電話番号	管理者 (連絡先)	備 考
特別養護老人ホーム 松濤荘	菅里字菅野南山 7-1 0234-76-2103	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団 023-623-9127	
山形県吹浦荘	菅里字菅野南山 21-14 0234-76-2516	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団 023-623-9127	
障がい者支援施設 月光園	当山字上戸 8-1 0234-72-5611	社会福祉法人遊佐厚生会 0234-72-5611	
特別養護老人ホーム ゆうすい	吹浦字西楯 23-9 0234-71-2133	社会福祉法人遊佐厚生会 0234-72-5611	
地域密着型小規模特別養護 老人ホーム にしだて	吹浦字西楯 23-9 0234-71-6061	社会福祉法人遊佐厚生会 0234-72-5611	
遊佐町子どもセンター	遊佐字広表 6-8 0234-72-5858	遊佐町役場 0234-72-3311	

エ 輸送力の確保

市町長が必要と判断した際は、輸送車両を確保し現地に派遣する。避難に利用できるバス、タクシー等の台数は次のとおりである。

なお、各市町において輸送車両が不足する場合は、隣接市町又は県（秋田県、山形県）に対して応援を要請する。

<由利本荘市>

会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
由利本荘市役所 市所有バス（下記 3支所含む全体）	由利本荘市尾崎 17 番地	管財課 0184-24-6262 他、各総合支所	16 台	計 571 人	
(矢島総合支所)	由利本荘市矢島町 矢島町 21 番地 2	市民サービス課 0184-55-4951	(2 台)	(計 74 人)	
(鳥海総合支所)	由利本荘市鳥海町 伏見字赤渋 28 番地 1	市民サービス課 0184-57-2201	(2 台)	(計 81 人)	
(由利総合支所)	由利本荘市前郷字御 伊勢下 4 番地 1	市民サービス課 0184-53-2112	(2 台)	(計 68 人)	
由利本荘市所有 スクールバス (下記 3 地域含 む全体)	由利本荘市東町 15 (本荘教育学習課) 他	本荘教育学習課 他、各地域教育学 習課	34 台	計 634 人	
(矢島地域)	由利本荘市矢島町七 日町字羽坂 64 番地 1 日新館内	矢島教育学習課 0184-56-2203	—	—	
(鳥海地域)	由利本荘市鳥海町伏 見字久保 193 紫水館内	鳥海教育学習課 0184-57-3020	(9 台)	(計 232 人)	
(由利地域)	由利本荘市前郷字御 伊勢下 24 番地 1 善隣館内	由利教育学習課 0184-53-2245	(3 台)	(計 84 人)	
由利高原鉄道 株式会社	由利本荘市矢島町七 日町字羽坂 21 番地 2	0184-56-2736	3 台	計 84 人	
(有) ハートワン 交通 矢島営業所	由利本荘市矢島町七 日町字羽坂 21 番地 35	0184-55-2246	3 台	計 12 人	
株式会社鳥海観光	由利本荘市矢島町元 町字新所 31 番地 1	0184-56-2020	12 台	計 286 人	

<にかほ市>

会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
にかほ市役所 象潟庁舎	にかほ市象潟町字浜 ノ田 1	総務課 0184-43-7507	2 台	計 85 人	
にかほ市役所 金浦庁舎	にかほ市金浦字花潟 93-1	総務課 0184-43-7507	1 台	計 28 人	
にかほ市役所 仁賀保庁舎	にかほ市平沢字鳥ノ 子渕 21	総務課 0184-43-7507	1 台	計 39 人	
にかほ市コミュニティバス	にかほ市象潟町字浜 ノ田 1	まちづくり推進課 0184-43-7501 象潟合同タクシー 0184-43-2030 三共サービス 0184-36-2528	5 台	計 114 人	
にかほ市 スクールバス	にかほ市金浦字背長 森 39 ほか	教育総務課 0184-38-2259	2 台	計 89 人	

<酒田市>

会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
酒田市役所 市所有バス	酒田市本町 2-2-45	総務課 0234-26-5710	1 台	計 22 人	
酒田市役所 八幡総合支所	酒田市観音寺字寺ノ 下 41	地域振興課 0234-64-3111	1 台	計 28 人	
酒田市役所 松山総合支所	酒田市山田 27-4	地域振興課 0234-62-2611	1 台	計 28 人	
酒田市役所 平田総合支所	酒田市飛鳥字契約場 30	地域振興課 0234-52-3111	2 台	計 56 人	
酒田市 スクールバス	酒田市本町 2-2-45	学校教育課 0234-26-5776	26 台	計 1,209 人	
松山観光バス(株)	酒田市字山田 23 番地 の 5	0234-62-2929	19 台	計 676 人	

<遊佐町>

会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力	備考
遊佐町スクール バス	遊佐町小原田字字上 川原 18-1	遊佐町役場 0234-72-3311	13 台	計 658 人	
遊佐デマンドタ クシー	遊佐町遊佐字石田 19 -18	予約センター 0234-71-1233	2 台	計 20 人	

(5) 谷沿い地区における2段階避難の設定

谷沿いにおける泥流（融雪型火山泥流、火口噴出型泥流）は、流速が速く、水深が大きい特徴がある。また、平地に比べて到達時間が短いため、避難対象地区によっては、指定避難所までの避難が困難となる場合がある。

このため、谷沿いの避難対象地区のうち、「避難経路上必ず泥流の流下が想定される河川を横断しなければならない地区」又は「避難経路が泥流の浸水により使用できなくなる可能性が高い地区」の噴火発生後の避難を次のとおり2段階避難とする。ただし、火碎流・火碎サージの警戒区域内の地区は、河川の横断等の有無にかかわらず、速やかに避難するものとする。

ア 対象地区

<由利本荘市>

下伏見地区、中伏見地区、上伏見地区、矢ノ本地区、長坂地区、大川端地区、砂子沢地区、持子地区

<酒田市>

湯ノ台地区、大台野地区、上草津地区、下草津地区、泥沢地区、赤剥地区、上黒川地区、下黒川地区、升田地区の貝沢

イ 避難方法（2段階避難）

- ① 住民等は、一時避難場所（指定された地区の集会所等）に一次避難を行う。（泥流の浸水区域外の住民は自宅待機も可能）
- ② 泥流の発生状況が判明後に市（由利本荘市、酒田市）から二次避難開始の連絡を受け、指定避難所へ移動する。（泥流の影響により指定避難所に移動できない場合は、消防等による救助を行う。）

ウ 一時避難場所

<由利本荘市>

伏見会館（上・中・下伏見地区）
大久保会館（矢ノ本地区の鶯川より北側）
鎧ヶ平会館（矢ノ本地区の鶯川より南側）
貝沢営農研修センター（長坂地区）
猿倉会館（大川端地区）
川辺生活環境改善センター（砂子沢地区）
持子会館（持子地区）

<酒田市>

手打ちそば鳳来（湯ノ台地区）
大台野公民館（大台野地区、升田地区の貝沢）
上草津公会堂（上草津地区）
下草津公会堂（下草津地区）
泥沢公民館（泥沢地区）
赤剥公民館（赤剥地区）
日向コミュニティセンター2階以上（上黒川地区）
下黒川公民館（下黒川地区）

(6) 避難経路の設定

鳥海山において使用を想定する各指定避難所等までの避難経路を次のとおり設定する。

なお、設定する避難経路は、火碎流・火碎サージ、融雪型火山泥流及び火口噴出型泥流に対して可能な限り安全な経路（泥流の流下が想定される河川から離れる経路、積雪期に通行可能な経路等）を設定したものであるが、噴火口の位置、泥流が流下する河川（噴火口の位置により泥流の流下する河川が異なる。）及び道路の積雪状況等により、他の経路でも安全で迅速な避難が可能な場合は、当該経路も使用することができる。

ア 由利本荘市における避難経路図（積雪期のみ）

イ にかほ市における避難経路図（元滝川流域及び奈曾川流域は積雪期のみ）

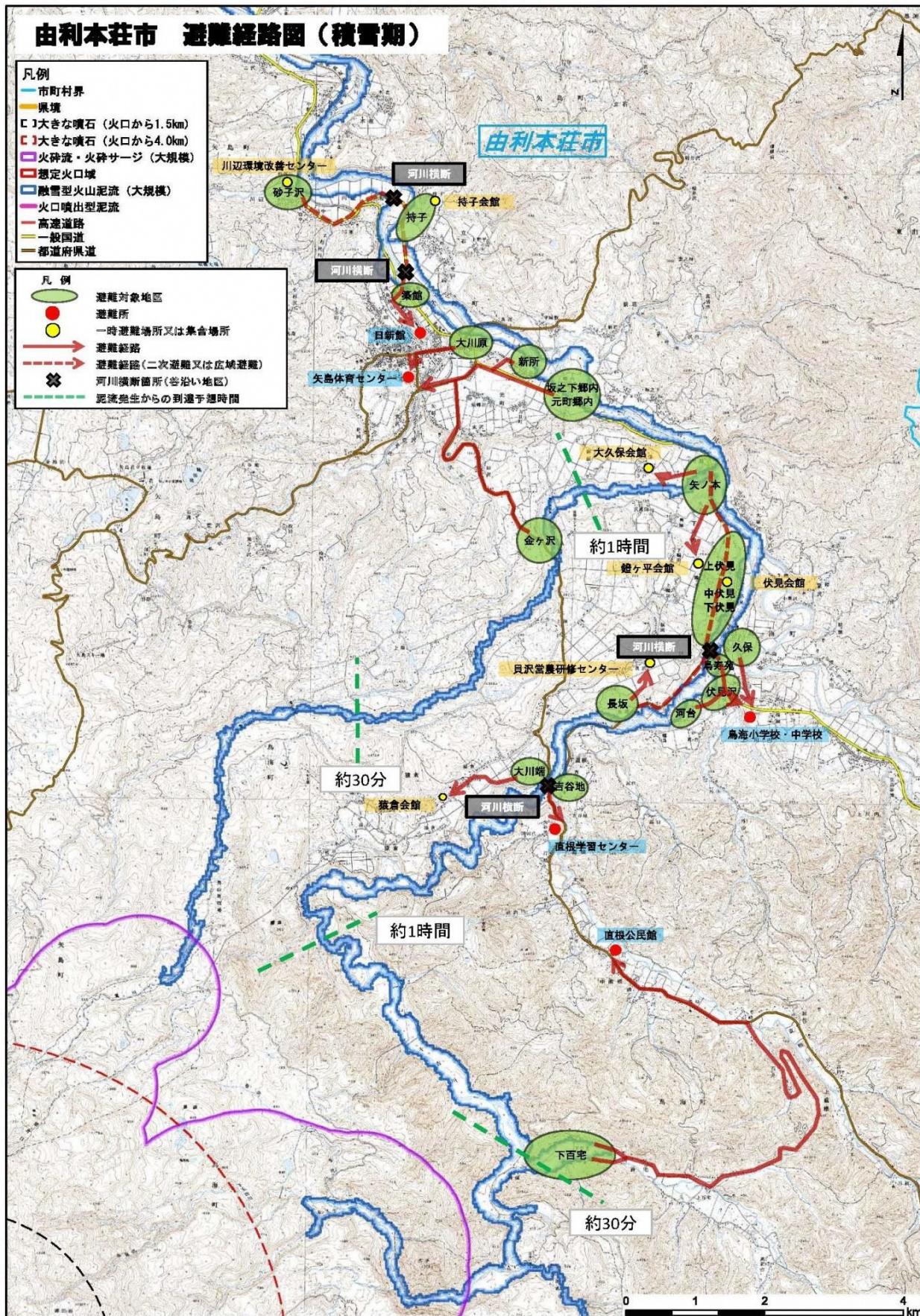
ウ 酒田市における避難経路図（積雪期のみ）

エ 遊佐町における避難経路図（非積雪期）

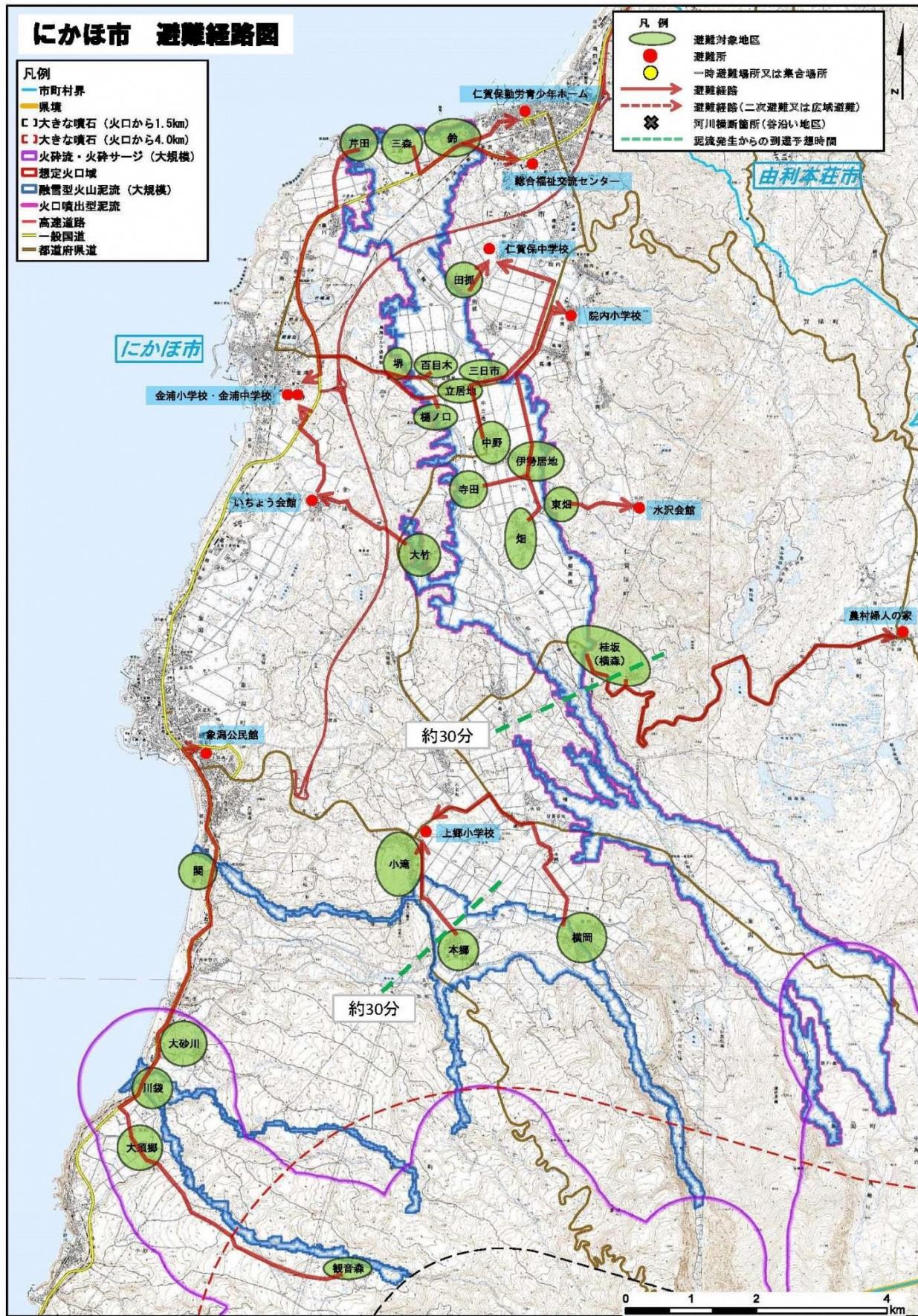
※升川地区は積雪期の噴火警戒レベル2及び3においても当該避難経路を使用する。

オ 遊佐町における避難経路図（積雪期）

ア 由利本荘市における避難経路図（積雪期のみ）

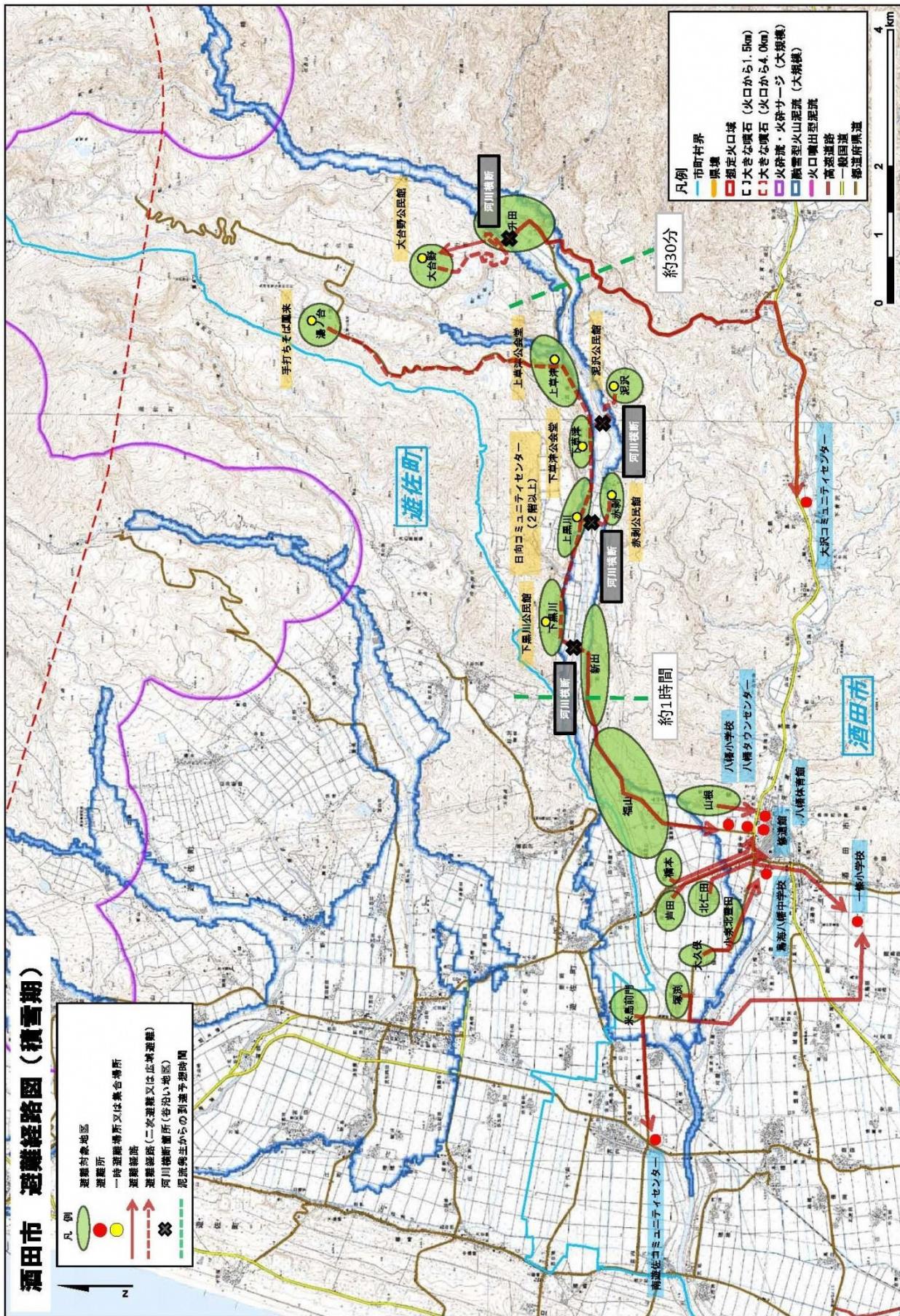


イ にかほ市における避難経路図（元滝川流域及び奈曾川流域は積雪期のみ）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平30情復、第152号）

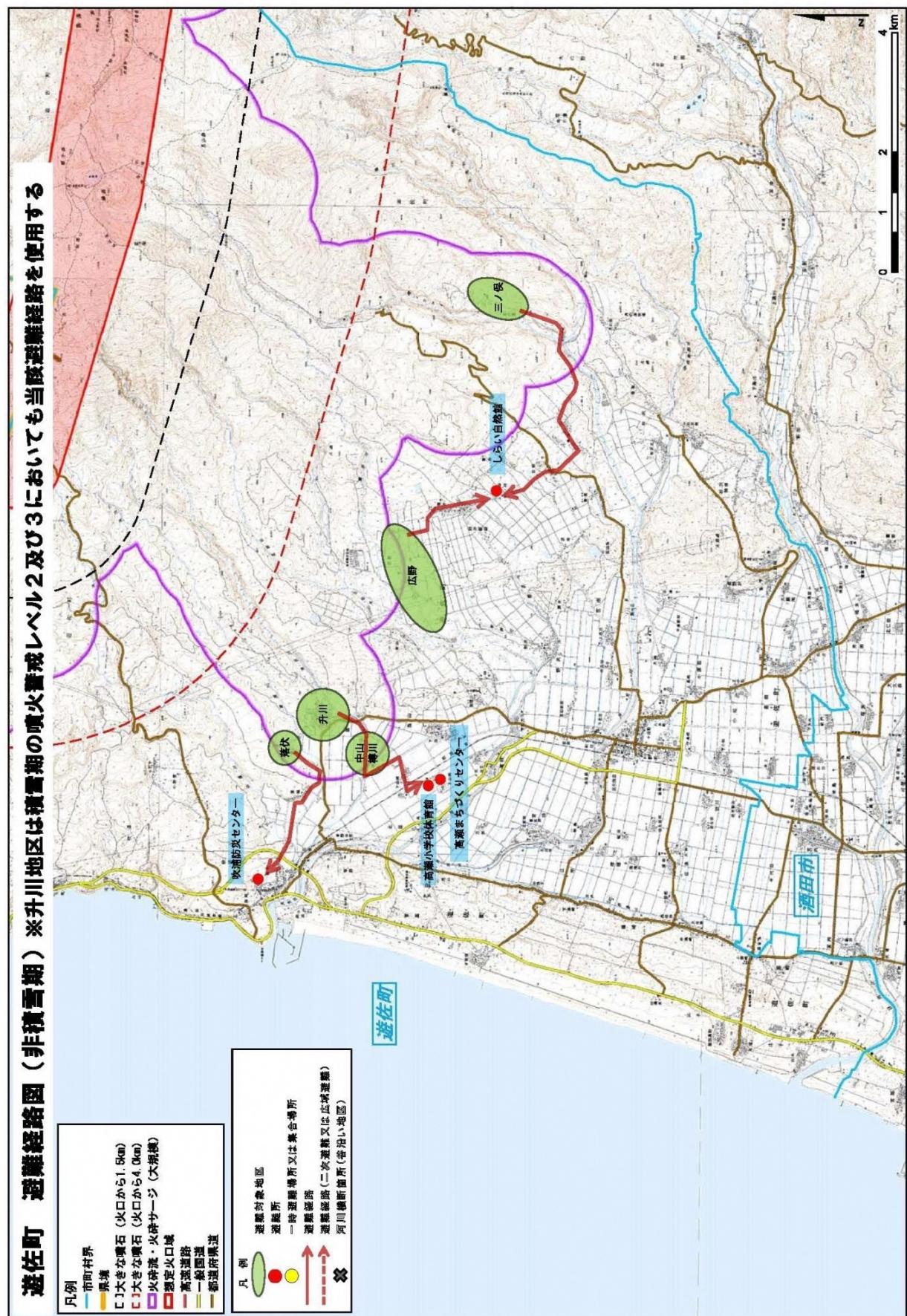
ウ 酒田市における避難経路図（積雪期のみ）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の教科書25000(地図)を複製したものである。(承認番号 平30情報、第152号)

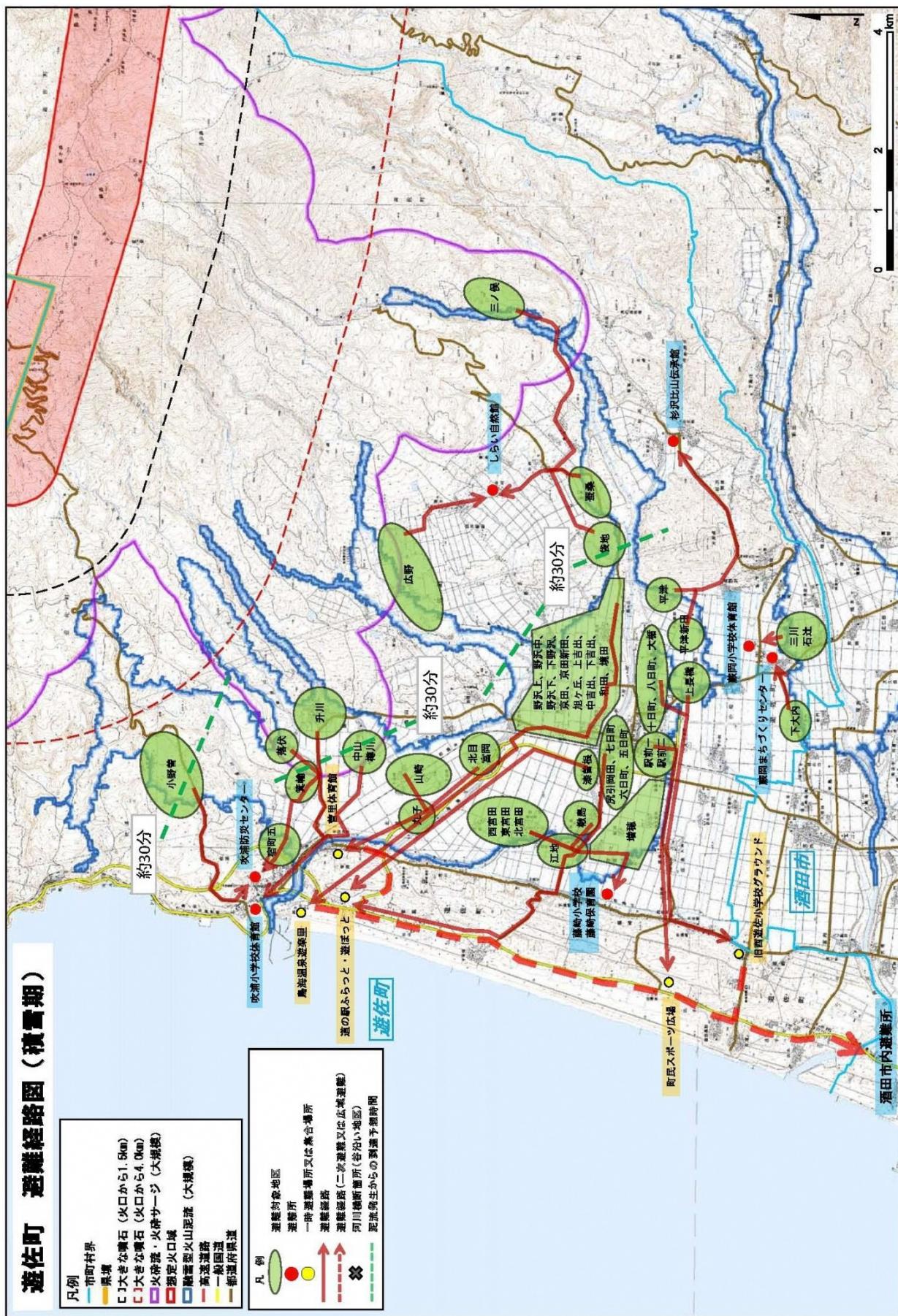
二 遊佐町における避難経路図（非積雪期）

※升川地区は積雪期の噴火警戒レベル2及び3においても当該避難経路を使用する。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平30情報 第152号）

才 遊佐町における避難経路図（積雪期）



5 住民避難時の対応

(1) 事前避難

市町長が「避難準備・高齢者等避難開始」を発令した際に、住民等が自主的に避難する場合の対応は次のとおりとする。

ア 避難誘導

特に行わない。避難行動要支援者の避難誘導は家族が行うことが原則だが、地区内における協力・支援体制に努めるものとする。

イ 避難所開設

市町長は、避難者のために避難所を指定・開設し、収容する。なお、親戚、知人等の元に避難する場合は、市役所又は町役場に避難先及び連絡先を報告することとする。

ウ 避難所における救助措置

炊き出し、寝具、生活必需品の給与、医療及び助産等の給付は必要に応じて行う。

エ 携行品の制限

必要最小限の食糧、長期化することを視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。

(2) 避難勧告等による避難

市町長が「避難勧告」「避難指示（緊急）」を発令した際に、住民等が避難する場合の対応は次のとおりとする。

ア 避難誘導

地区毎の避難誘導は、当該地区の避難誘導を行う者（自主防災組織、消防団）が行う。避難行動要支援者の避難誘導は家族が行うことが原則だが、地区内における協力・支援体制に努めるものとする。

イ 避難所開設

市町長は、避難者のために避難所を指定・開設し、収容する。なお、親戚、知人等の元に避難する場合は、市役所又は町役場に避難先及び連絡先を報告することとする。

ウ 避難所における救助措置

炊き出し、寝具、生活必需品の給与、医療及び助産等の給付は必要に応じて行う。

エ 携行品の制限

必要最小限の食糧、長期化することを視野に入れた被服、日用品及び医薬品とする。

【親戚、知人等の元に避難する場合の連絡先】

担当課	連絡先	備考
由利本荘市危機管理課	電話：0184-24-3321	
にかほ市防災課	電話：0184-43-3200	
酒田市危機管理課	電話：0234-22-5111	
遊佐町総務課	電話：0234-72-3311	

(3) 突発的な噴火への対応

特に融雪型火山泥流及び火口噴出型泥流に注意する必要があるが、避難準備・高齢者等避難開始から避難勧告又は避難指示（緊急）などの段階的な避難情報を発令することができず、十分な避難時間を確保できない事態も想定しておく必要がある。

融雪型火山泥流及び火口噴出型泥流からの避難で十分な時間がない時は、緊急行動として垂直避難（谷沿いは河川から離れた高台、平地は建物の2階以上に一時的に避難）するなど自分の安全を確保すること。

(4) 避難ができなくなった人たちの安全対策

ア 住民等の避難、救助

- ・融雪型火山泥流等により避難経路が閉ざされた場合は、避難誘導を行う者（自主防災組織、消防団）が市町に連絡する。
- ・市町は必要に応じ、消防による救助のほか、警察、県消防防災ヘリコプター等による救助を要請するとともに、県を通じて海上保安部による救助を要請する。
- ・県は、救助に使用するヘリコプターの運用及び調整を行う。

【避難ができなくなった場合の連絡先】

担当課	連絡先	備考
由利本荘市危機管理課	電話：0184-24-3321	
にかほ市防災課	電話：0184-43-3200	
酒田市危機管理課	電話：0234-22-5111	
遊佐町総務課	電話：0234-72-3311	

イ 自衛隊災害派遣要請による避難、救助

市町長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は噴火の可能性が高まっている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

(ア) 要請基準

災害派遣要請の基準は、噴火警報（居住地域）「噴火警戒レベル4又は5」が発表された場合を基準とし、以下の状態が起きたときとする。

- ・避難対象区域の住民等が、火碎流や火碎サージを伴う火山活動により通常の手段による避難が困難となったとき。
- ・避難対象区域の住民等が、落石・地割れ等により通常の手段による避難が困難となったとき。
- ・避難対象区域の住民等が、融雪型火山泥流や火口噴出型泥流の発生により道路等が遮断され、通常の手段による避難が困難となったとき。

(イ) 要請時

- ・避難対象区域近傍におけるヘリコプター等の離着陸場所として利用する施設は以下のとおりとする。
- ・装甲車等の自走については、事前に県及び市町災害対策本部から各道路管理者へ通報し、許可を得るものとする。

【要請先】<秋田県側>

要請先	緊急連絡先	備考
由利本荘警察署警備課	電話：0184-23-4111	
にかほ警察署警備課	電話：0184-43-2935	
由利本荘市消防本部警防課	電話：0184-22-4283	
にかほ市消防本部警防課	電話：0184-38-2311	
秋田海上保安部警備救難課	電話：018-845-1622	
秋田県消防防災航空隊	電話：018-886-8103	
陸上自衛隊第21普通科連隊	電話：018-845-0125	
秋田県総務部総合防災課	電話：018-860-4563	

【要請先】<山形県側>

要請先	緊急連絡先	備考
酒田警察署警備課	電話：0234-23-0110	
酒田地区広域行政組合消防本部警防課	電話：0234-61-7115	
酒田海上保安部警備救難課	電話：0234-22-1830	
山形県消防防災航空隊	電話：0237-47-3275	
陸上自衛隊第6師団司令部	電話：0237-48-1151	
山形県環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局危機管理課	電話：023-630-2654	

【ヘリコプター離着陸場】<秋田県側>

市町	名 称 【UTM 座標】	所在地	幅×長 (m)	管理者	連絡先
由利本荘市	矢島ふれあい公園 【54SVJ25584287】	矢島町七日町 字羽坂 174	55×80	由利本荘市 矢島教育学習課	0184-56-2203
由利本荘市	矢島高等学校「野球 場」 【54SVJ26234293】	矢島町立石字 長泥 35	85×90	学校長	0184-55-3031
由利本荘市	矢島ラグビー場 【54SVJ21173981】	矢島町城内字 花立 8-1	100×120	由利本荘市 矢島産業課	0184-55-4956
由利本荘市	矢島スキー場駐車場 【54SVJ21693826】	矢島町荒沢長 保田 6	100×120	由利本荘市 矢島産業課	0184-55-4956
由利本荘市	鳥海トレーニングセ ンター 【54SVJ29793778】	鳥海町伏見字 折切 38 番地 3	50×50	由利本荘市 鳥海教育学習課	0184-57-3020
由利本荘市	笹子交流広場「つきや ま」 【54SVJ38282823】	鳥海町上 笹子 字石神 15	40×45	由利本荘市 鳥海教育学習課	0184-57-3020
にかほ市	象潟野球場 【54SVJ05754016】	象潟町屋敷田 42	90×90	にかほ市	スポーツ振興課 0184-33-8855
にかほ市	象潟グラウンド 【54SVJ05624006】	象潟町字浜ノ 田 5	80×120	にかほ市	スポーツ振興課 0184-33-8855
にかほ市	仁賀保高校グラウン ド 【54SVJ06204327】	象潟町字下浜 山 3-3	150×120	秋田県	仁賀保高校 0184-43-4791
にかほ市	T D K 秋田総合スポー ツセンターサッカーグラウ ンド 【54SVJ07554700】	黒川字平石 48-2	90×140	T D K(株)	スポーツ振興課 0184-33-8855
にかほ市	仁賀保グリーンフィールド 【54SVJ10734909】	平沢字馬飼森	100×100	にかほ市	スポーツ振興課 0184-33-8855
にかほ市	薰風苑 【54SVJ11224767】	院内字メカケ	70×80	にかほ市	観光課 0184-43-3230 管理棟 0184-37-3070
にかほ市	消防本部庁舎前広場 【54SVJ07304454】	金浦字館ヶ森 152	60×60	にかほ市	消防本部 0184-38-2311
にかほ市	金浦岡の谷地グラウ ンド 【54SVJ06364537】	金浦字岡の谷 地 107	100×70	にかほ市	スポーツ振興課 0184-33-8855
にかほ市	中島台レクリエーシ ョンの森 【54SVJ15673619】	象潟町横岡字 中島台	20×40	にかほ市	観光課 0184-43-3230
にかほ市	鉢立山莊駐車場 【54SVJ12773086】	象潟町小滝字 鉢立	25×60	にかほ市	観光課 0184-43-3230

【ヘリコプター離着陸場】<山形県側>

市町	名称 【UTM 座標】	所在地	幅×長 (m)	管理者	連絡先
酒田市	八幡小学校グラウンド 【54SVJ08521442】	観音寺字古楯 1	60×105	酒田市教育委員会	0234-64-3737
酒田市	鳥海八幡中学校グラウンド 【54SVJ07801382】	小泉字前田 91-1	100×170	酒田市教育委員会	0234-64-2063
酒田市	一條小学校グラウンド 【54SVJ07091253】	寺田字沖 1-1	62×120	酒田市教育委員会	0234-64-2031
酒田市	日向コミュニティセンター グラウンド 【54SVJ13421650】	上黒川字家ノ 東 19-2	55×125	酒田市まちづくり推進課	0234-64-4913
酒田市	滝の里ふれあい館広場 【54SVJ16891704】	升田字大西 10	35×50	酒田市まちづくり推進課	0234-26-5725
酒田市	八森公園サッカー場 【54SVJ08491299】	市条字八森 924	100×120	酒田市スポーツ振興課	0234-43-6658
酒田市	鳥海高原家族旅行村 駐車場 【54SVJ16502101】	草津字湯ノ台 149	40×60	酒田市交流観光課	0234-64-4111
遊佐町	蕨岡小学校グラウンド 【54SVJ07051703】	豊岡字花塚 29-1	40×90	遊佐町役場	0234-72-2241
遊佐町	藤崎小学校グラウンド 【54SVJ02861955】	江地字丁才谷 地 31-4	60×100	遊佐町役場	0234-76-2133
遊佐町	旧西遊佐小学校グラウンド 【54SVJ01811725】	藤崎字千代ノ 藤 2-2	50×90	遊佐町役場	0234-76-2033
遊佐町	吹浦小学校グラウンド 【54SVJ02462555】	吹浦字西楯 9-6	40×90	遊佐町役場	0234-77-2504
遊佐町	町民スポーツ広場(東側) 【54SVJ01281863】	藤崎字簀垣下 114-1	90×100	遊佐町役場	0234-75-3448
遊佐町	菅里広場 【54SVJ03552406】	菅里字菅野 7-1	60×100	遊佐町役場	0234-77-3727
遊佐町	とりみ亭南側駐車場 【54SVJ02652470】	吹浦字西浜 2-69	70×100	遊佐町役場	0234-77-3711
遊佐町	漁村センター広場 【54SVJ02452644】	吹浦字釜磯 1	50×100	遊佐町役場	0234-77-2835
遊佐町	大平駐車場 【54SVJ11592913】	吹浦字鳥海山 大平地内	26×100	山形県	大平山荘 090-2607-2326
遊佐町	月光川河川敷ヘリポート 【54SVJ07781910】	小原田字上川 原地先	直径 28	山形県	遊佐町役場 0234-72-5895
遊佐町	しらい自然館グラウンド 【54SVJ09642151】	白井新田字見晴野 21	50×100	遊佐町役場	0234-72-2069

(5) 避難に際し住民のとるべき行動

- 住民は、自らが自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならない。また、行政からの避難情報伝達、避難呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。
- ア 住民及び地域の自主防災組織、消防団、自治会等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくこと。
- イ 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、避難の際は混乱を避けるため制限を守ること。持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え、十分な量を携行すること。
- ウ 避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。
- エ 避難する際の基本的な服装は、帽子又はヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- オ 近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- カ 親戚、知人等の元に避難する場合は、市役所又は町役場に避難先及び連絡先を報告すること。
- キ 行動は沈着を行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

(6) 学校等の避難対策

学校、幼稚園、保育所及び社会福祉施設等（以下「学校等」という。）の施設管理者は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した旨の連絡を受けた場合、又はその発令を確認した場合は、避難対象区域内にある学校等に対して次のとおり措置する。なお、これらの措置について、あらかじめ保護者等に対して説明し、緊急時の対応について理解を得ておくとともに、緊急時の連絡体制を整備しておくこと。

ア 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合

- （ア）生徒、児童、園児、幼児及び施設利用者等（以下「生徒等」という。）が帰宅している（家庭にいる）場合
- 施設管理者は、校長、施設長等に対して休校（休園）、施設の閉鎖を指示する。

（イ）生徒等が学校等にいる場合

- 施設管理者は、校長、施設長等に対し直ちに授業、施設利用の中止を指示する。
- 校長、施設長等は、学校等で生徒等を保護者又は家族に引き渡す、又は、学校等が定める避難場所まで避難させるものとする。

イ 避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合

（ア）生徒等が帰宅している（家庭にいる）場合

- 施設管理者は、校長、施設長等に対して休校（休園）、施設の閉鎖を指示するものとするが、指示がない場合においても校長、施設長等が、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されたことを確認した場合には、休校（休園）、施設を閉鎖することができる。
- 生徒等は、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されたことを確認した場合は、登校（登園）を要せず、家族と一緒に避難するものとする。

(イ) 生徒等が学校等にいる場合

- ・施設管理者は、校長、施設長等に対して直ちに授業の中止、施設の閉鎖を指示するとともに、生徒等を学校等が定める避難場所まで避難させるよう指示するものとする。
- ・校長、施設長等は、融雪型火山泥流又は火口噴出型泥流の発生により施設周辺が浸水するなど、避難場所への移動が危険となった場合は、生徒等を建物の上層階に移動させる措置をとること。

【該当施設】学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設、グループホーム、病院等

<由利本荘市>

名 称	所在地 電 話	連絡者
市立矢島中学校	由利本荘市矢島町七日町字助の渕1番地4 0184-56-2062	由利本荘市矢島総合支所市民サービス課
県立矢島高校	由利本荘市矢島町七日町助の渕1番地5 0184-55-3031	由利本荘市矢島総合支所市民サービス課
特別養護老人ホーム鳥寿苑	由利本荘市鳥海町伏見久保77 0184-57-2500	由利本荘市鳥海総合支所市民サービス課
川内保育園	由利本荘市鳥海町伏見久保16番地3 0184-57-2010	由利本荘市鳥海総合支所市民サービス課
鳥海診療所	由利本荘市鳥海町伏見久保8番地2 0184-57-2003	由利本荘市鳥海総合支所市民サービス課
障がい者支援事業所くるみの里	由利本荘市矢島町元町字郷内51番地16 0184-74-3983	由利本荘市矢島総合支所市民サービス課
デイサービスショートステイ華	由利本荘市矢島町元町字新所143 0184-29-5577	由利本荘市矢島総合支所市民サービス課

<にかほ市>

名 称	所在地 電 話	連絡者
にかほ市国保小出診療所	にかほ市中三地字前田14-1 0184-36-2124	防災課
小出学童保育クラブけやきっ子	にかほ市中三地字橋本166 0184-36-2251	子育て長寿支援課
グループホームかがやき	にかほ市三森字午ノ浜117-1 0184-44-8596	子育て長寿支援課
デイサービスふきのとう	にかほ市中三地字堀ノ内1 0184-74-3651	子育て長寿支援課
学童保育施設	にかほ市中三地字橋本166 0184-36-2251	子育て長寿支援課

<酒田市>

名 称	所在地 電 話	連絡者
支援センターなのはな畠	酒田市福山字貝ラケ 8 番地 0234-64-4650	介護保険課
支援センターなのはな畠 生活介護事業所	酒田市上黒川字家の東 19-2 0234-43-1922	介護保険課

<遊佐町>

名 称	所在地 電 話	連絡者
順仁堂遊佐病院	遊佐町遊佐字石田 7 0234-72-2522	健康福祉課
グループホーム燐燐	遊佐町遊佐字南大坪 12-1 0234-72-5900	健康福祉課
グループホームなごやか	遊佐町江地字中屋敷田 3-7 0234-71-5575	健康福祉課
小規模多機能型居宅事業所多機能さくら遊佐	遊佐町遊佐字大坪 12-5 0234-71-1388	健康福祉課
特別養護老人ホームゆうすい	遊佐町遊佐字木ノ下 2 0234-71-2133	健康福祉課
遊佐町社会福祉協議会	遊佐町遊佐字田子 1 0234-72-4715	健康福祉課
相談支援事業所わいわい・かんとりー	遊佐町吉出字石動 6 0234-72-5117	健康福祉課
杉の子幼稚園	遊佐町遊佐字高砂 83 0234-72-2345	健康福祉課
遊佐小学校	遊佐町吉出字和田 13 0234-72-2029	教育課
高瀬小学校	遊佐町当山字堰中瀬 25-4 0234-72-2206	教育課
遊佐中学校	遊佐町小原田字上川原 18-1 0234-72-2820	教育課
県立遊佐高校	遊佐町遊佐字樫田 21-1 0234-72-3422	教育課
遊佐保育園	遊佐町遊佐字五所ノ馬場 4-1 0234-72-2248	健康福祉課

(7) 観光客の避難対策

ア 避難に関する情報の伝達

- 市町は、観光関連事業者（宿泊施設及び事業者）に対し一斉にファクシミリにより避難情報を伝達する。なお、夜間については、避難対象地区に所在する宿泊施設等へ個別に電話連絡する。
- 市町から観光案内所へ避難情報を伝達する。

【該当施設】ホテル、旅館、観光案内所等

＜由利本荘市＞

名 称	所在地 電 話	連絡者
鳥海山矢島口 5 合目 祓川ヒュッテ	由利本荘市矢島町荒沢 管理人携帯電話	矢島総合支所産業課
農家民宿自然満喫家	由利本荘市矢島町坂之下字御嶽の 下 29-1 0184-55-3351	矢島総合支所産業課

＜にかほ市＞

名 称	所在地 電 話	連絡者
白滝旅館	にかほ市象潟町小滝字北田 31 0184-44-2513	観光課
まるご旅館いちゑ	にかほ市三森字大苗代 190 0184-37-2000	観光課
稻倉山荘	にかほ市象潟町小滝字鉢立地内 090-9635-5911	観光課
鉢立山荘	にかほ市象潟町小滝字鉢立 1 090-3124-2288	観光課
鉢立ビジターセンター	にかほ市象潟町小滝字鉢立 1 090-2021-0270	観光課
東雲荘	にかほ市象潟町小滝字鉢立 5-4 管理人 090-9741-3206 ステップ建設 0184-44-2588	観光課
中島台レクリエーションの森	にかほ市象潟町横岡字中島台	観光課

＜酒田市＞

名 称	所在地 電 話	連絡者
湯ノ台温泉鳥海山荘	酒田市草津字湯ノ台 66-1 0234- 61-1727	交流観光課

＜遊佐町＞

名 称	所在地 電 話	連絡者
大平山荘	遊佐町吹浦字鳥海山 1 090-2607-2326	企画課
鶴屋旅館	遊佐町遊佐字舞鶴 30 0234-72-2053	企画課

イ 避難所

帰宅困難になった観光客を対象として、以下の避難所を開設する。

<由利本荘市>

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面積 m ²	備考
矢島コミュニティセンター日新館	由利本荘市矢島町七日町羽坂	由利本荘市 矢島教育学習課 0184-56-2203	350人 2,441 m ²	
紫水館	由利本荘市鳥海町伏見字久保 193	由利本荘市 鳥海教育学習課 0184-57-3020	380人 2,056 m ²	
直根公民館	由利本荘市鳥海町中直根字中山 5-2	由利本荘市 鳥海総合支所 0184-57-2201	130人 954 m ²	
矢島福祉会館	由利本荘市矢島町館町 25 0184-56-2205	社会福祉法人 由利本荘市社会 福祉協議会 0184-56-2910	120人 1,377 m ²	

<にかほ市>

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面積 m ²	備考
仁賀保公民館	にかほ市平沢字馬飼森 30 0184-37-3121	にかほ市 教育委員会	1,218人 2,436 m ²	
金浦公民館	にかほ市金浦字金浦 49-2 0184-38-2171	にかほ市 教育委員会	707人 1,414 m ²	
象潟公民館	にかほ市象潟町字狐森 31 -1 0184-43-2229	にかほ市 教育委員会	930人 1,860 m ²	

<酒田市>

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面積 m ²	備考
八幡体育館	酒田市觀音寺字町後 15 0234-64-2926	スポーツ振興課	310人 1,023 m ²	

<遊佐町>

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面積 m ²	備考
遊佐町生涯学習センター	遊佐字鶴田 52-2 0234-72-2236	遊佐町役場 0234-72-3311	200人 600 m ²	
町民体育館	遊佐字鶴田 29-2 0234-72-5454	遊佐町役場 0234-72-3311	600人 1,775 m ²	
吹浦小学校	吹浦字西楯 9-6 0234-77-2504	遊佐町役場 0234-72-3311	300人 1,007 m ²	
西遊佐まちづくりセンター	藤崎字千代ノ藤 2-2 0234-75-3822	遊佐町役場 0234-72-3311	210人 618 m ²	
吹浦防災センター	吹浦字布倉 10-1 0234-77-2503	遊佐町役場 0234-72-3311	140人 439 m ²	

6 広域避難

(1) 広域避難実施の判断

市町長は、火山現象の影響範囲によって、同市町内で安全な避難所等の確保や避難者の収容が困難であると判断した場合、鳥海山火山防災協議会等で広域避難について協議し実施する。

既に避難所等が開設・運営されている場合は、避難者に対して広域避難を実施することを周知する。

県知事は、市町と連携し、避難先の市町との調整を行う。

(2) 避難手段の確保

市町長は、速やかに広域避難の対象者数を把握し、鳥海山火山防災協議会の構成機関と連携の上、避難手段を確保する。

(3) 避難先の受入れ準備

市町長は、広域避難の対象となる避難者数、要配慮者数等の情報を県や受入れ先となる市町と共有する。

県知事は、広域避難の受入れ先となる市町に受入れの確認を行うとともに、避難所等の割当てなどの調整を行う。

7 要配慮者への支援体制の構築

市町は、避難準備・高齢者等避難開始の発令段階で要配慮者の避難誘導を優先して行うこととなるため、平時から警察・消防など関係機関と連携して要配慮者への支援体制を構築する。

8 避難計画の実効性を確保するための措置

(1) 避難訓練の実施

鳥海山火山防災協議会又は各構成機関は、関係機関と連携し、鳥海山の火山活動が活発化した場合に、住民等が混乱なく迅速な避難を行うことを目的として、必要な訓練を個別又は連動させて実施する。

また、訓練により得られる教訓を精査し、今後の避難計画の修正等に反映させる。

(2) 説明会、研修会等の開催

市町は、鳥海山の火山活動の状況や噴火警戒レベルに応じ、住民等が混乱なく迅速な避難ができるよう、避難に関する住民説明会等を必要に応じて開催する。市町が住民説明会等を開催する場合、県及び気象台は協力するものとする。

また、鳥海山火山防災協議会又は各構成機関は、火山に関する防災力向上を目的として、各種研修会等を開催する。